

令和元年

第4回定例輪之内町議会会議録

令和元年12月4日 開会
令和元年12月12日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第58号（提案説明・質疑・委員会付託）	9
議第59号（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第60号（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第61号（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第62号（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第63号（提案説明・質疑・討論・採決）	19
議第64号（提案説明・質疑・討論・採決）	21
議第65号（提案説明・質疑・討論・採決）	22
議第66号（提案説明・質疑・委員会付託）	27
議第67号（提案説明・質疑・討論・採決）	29
議第68号（提案説明・質疑・討論・採決）	31
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	33
散会	35

12月12日

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
説明のため出席した者	37

職務のため出席した事務局職員	38
開議	39
諸般の報告	39
一般質問	39
2番 林 日出雄議員	39
3番 土井田崇夫議員	43
4番 浅野重行議員	47
1番 大橋慶裕議員	53
6番 上野賢二議員	59
5番 浅野 進議員	67
議第58号から議第62号まで、議第66号（委員長報告・質疑・討論・採決）	71
発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）	77
閉会	82
会議録署名議員	83

令和元年12月4日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和元年12月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議 第 58 号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議 第 59 号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議 第 60 号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第9 議 第 61 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議 第 62 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議 第 63 号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議 第 64 号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議 第 65 号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議 第 66 号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正について
- 日程第15 議 第 67 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 第 68 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第17 発議第1号 輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第17までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第4回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和元年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって、議長において、4番 浅野重行君、9番 田中政治君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月12日までの9日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から令和元年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

早いもので令和元年も師走となりました。日ごとに寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様も時節柄、御自愛をいただきますようお願いをいたします。

さて、本年もいろいろなことがございました。振り返ってみますと、国内では、何とんでも台風災害が頻発したことはないでしょうか。

去る10月6日に発生した台風19号、これは同月の12日、関東に上陸し、その甚大な被害は御案内のとおりであります。直近のデータによりますと、死者が93名、行方不明者3名、71河川、140カ所が決壊ということになっておりまして、8万棟余りで住宅被害が発生しております。今なお避難生活を余儀なくされている方は2,367名という数字が出ております。この被害、考えてみますと、昨年の西日本豪雨災害を既に上回るものとなっております。この災害により亡くなられた方々の御冥福、そして河川の決壊、土砂災害等により住宅被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、今後、一日も早い復旧・復興を願うばかりでございます。

幸いにも、当町は、台風19号ではさしたる被害もございませんでした。いつも思うことではありますが、このことは単に運がよかっただけ、どのようになるか想定もつかない今後の状況を考えますと、いま一度これらの災害を、私自身はもちろんであります、全職員、関係機関が検証を行って、安全・安心のまちづくりに向けて認識を新たにしなければならぬと思っております。

また、国政では、10月下旬の残念なことでありますが、1週間に2閣僚が辞任するというような事態に続き、昨今の話題であります、11月8日、総理主催の公式行事「桜を見る会」への招待疑惑が飛び出した。これ自身は、参議院予算委員会での野党の方の追及が発端であります。いろいろ言われておりますけれども、安倍総理の後援会への便宜供与ではないかとか、そんなことが急浮上しまして、その後の経過を見てみますと、野党側による審議拒否等々も一時発生したことがあって混迷をきわめているものと、そんなふうに思っております。

今年7月の参議院選挙の後、9月の内閣改造を経て、10月半ばあたりまでは次期衆議院議員選挙での連続勝利とか、2021年9月の自民党総裁4選もありかというような情勢の中で、超長期政権を築いて悲願の憲法改正に挑戦するんじゃないかと、そんなシナリ

オを模索しているようにも受けとめておりましたが、ここへ来ますと、やや先行き不透明と申しますか、どうなっていくんだろうなあという感じがしております。

こういう混迷がいつまで続くのか、私たちには知る由もないんですけれども、一日も早く収束させて、被災地への補正予算の成立、そして初年度に向けた予算編成の建設的、真摯な議論を期待するばかりでございます。

そのような中ではありますけれども、一部には明るい話題もありました。9月から10月にかけて行われましたラグビーワールドカップ、日本代表は堂々の8強入りの目標を達成したことは、皆さん御案内のとおりでございます。

その日本代表の戦いの中で印象深かったのは、1次リーグ第2戦のアイルランド戦、アイルランドは世界ランキング1位、優勝候補と言われた強豪でございました。その試合の前に日本代表のジェイミー・ジョセフヘッドコーチがこんな言葉を選手に言っておったと報道されています。「誰も勝つと思っていない。誰も接戦になるとも思っていない。誰も僕らがどれだけ犠牲にしてきたかもわかっていない。勝利を信じているのはチームの我々だけ」、これはチームの内側にいる選手自身がどれだけやってきたことを信じられるか、自分を信じてやっていくことの大切さがこの言葉にあらわれていると思っています。

結果は、御案内のように19対12ということで勝利しました。歴史的勝利に、NHKアナウンサーによる「もう奇跡とは言わせない。必然の勝利です」と、そんな実況がございまして、日本中を大いに沸かせました。その後、日本代表は、1次リーグ4戦全勝、2次リーグで惜しくも敗退をしましたが、堂々の8強入りという成果を持っております。

これを振り返るときに、我々も自分たちが考えたこと、やってきたことを信じて前へ前へ進むことの大切さを教えてくれた日本代表の戦いではなかったのかと思っております。

そして、今年の町政を振り返ってみますと、5月には町長・町議会議員選挙が執行され、私も引き続き町政のかじ取りを担うことを託されました。今までこの重責を果たすべく、一步一步ではございますけれども、取り組んでまいりました。これからも前向きに着実に歩みを進めてまいります。

議員の皆様も、5人の議員の皆様が新たに就任をされ、活発で建設的な議論ができること、執行部としても大いに歓迎をするものでございます。

今後も、議会とともに住民の皆様の幸せのために努力、邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、この西濃地域では、来る12月14日、もうすぐであります、東海環状自動車道西回りルートの大野神戸インターから大垣西インター間が開通する予定になっています。

西回りルートが進捗していけば、名古屋方面や関西圏からのアクセスが劇的に変わります。当町としても、着々と進む西回りルートインフラ整備を見据え、最大限活用で

きるよう当町のインフラ整備施策を鋭意進めてまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日提出させていただきます議案についての御説明に移らせていただきます。

提出議案の内訳は、補正予算2件、条例関係8件、その他1件の合計11件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

まず、補正予算関係でございます。

議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,551万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億666万2,000円と定めるものでございます。

詳細な内容につきましては、後ほど担当課長より御説明をさせていただきます。私のほうからは概要についての御説明ということにさせていただきます。

歳出から御説明させていただきます。

総務費については、臨時職員3名を追加雇用しておりますので、その社会保険料と賃金を計上するものでございます。

また、財産管理において、当町が下大樽新田地内の浄化センターの東側に普通財産の土地を有しておりますが、当該土地に隣接する企業から、工場拡張計画に伴い、当該地を取得したい旨の申し出がございました。つきましては、売却すべく協議を始めておりますけれども、その売却に当たり、測量等の経費を計上するものでございます。

同じく財産管理において、プラネットプラザ内において賃借しております用地について買い取りの申し出がございました。協議の上、当町としては買収する方向で考えておりますので、その土地購入費を計上するものでございます。

次に、税務関係ですが、法人町民税において過年度還付金が増加となる見込みであるため、現計予算の不足見込み額を計上するものでございます。

次に、民生費では、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の増による給付費不足分を計上するものでございます。

次に、農林水産業費では、現農業委員、農地利用最適化推進委員の任期は、御案内のとおり、来年、令和2年7月までとなっております。つきましては、次期委員の募集は、年明け1月中旬からを予定しておりますが、その募集において定数を超過した場合の選考は、輪之内町農業委員会委員候補者等選考委員会設置条例第4条第2項の規定により選考を行う規定になっております。その委員報酬を計上するものであります。

また、耕種農業費では、元気な農業産地構造改革支援事業補助金を県より受け入れ、その同額を補助するものでございます。

次に、消防費では、消防団員の損害補償費の不足分を計上するものとなっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

国庫支出金、県支出金につきましては、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の増による給付費不足分に係る国・県の給付費の負担分でございます。負担割合は、歳出補正額に対し、国から2分の1、県から4分の1の負担金を受け入れるものとなっております。

同じく県支出金では、農林水産業費県補助金を受け入れるものでございます。

最後に、地方交付税、繰越金については、歳出全体2,551万4,000円に対して歳入額の不足する1,635万3,000円を調整するもので、交付税、繰越金ともに現在までの留保額を調整額として計上するものでございます。

続いて、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,075万2,000円と定めるものであります。

その補正の内容であります。一般管理事業において国民健康保険システムのオンラインシステム資格確認等の実施に伴うシステム改修への対応となっております。財源といたしましては、国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金で全額賄われることとなっております。

次に、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律の整備を図るものでございます。

その要旨としてであります。今般、地方公務員及び地方自治法の改正に伴い、全国一斉に令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、条例を整備するもので、現在までの臨時職員、非常勤職員等については、法律上、任用制度が不明確であることから、会計年度任用職員に関する規定を設け、その運用を明確化しようとするものでございます。

次に、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。これは地方公務員法及び地方自治法の改正に基づき、関係条例の一括改正を行うもので、実質は各条例の一部の改正となっております。今回の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、都合12本の条例の一部改正が必要となったため、これを一括して改正すべく、この条例を制定するもので、その具体的な内容については、後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法

律、ちょっと長い法律になっておりますが、この法律の公布に基づいて、関係条例、町条例にも関係する部分が出てまいりますので、その改正を行うものでございます。今回の法律の公布に伴って、都合5本の条例改正が必要となったもので、これを一括して改正すべく、この条例を制定するものでございます。

改正の要旨であります。今回の改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、これは欠格条項といひましてルール適用みたいな形になっておりますが、これをそれぞれの制度の中で心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するものとなっております。

次に、議第63号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第64号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第65号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、それぞれ人事院勧告による職員の給与改定にあわせて期末手当の支給割合を改正するもので、期末手当を0.05カ月分プラスとする内容となっております。

次に、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正については、給食費の公会計化に伴い、学校給食費に関する事項の追加、管理・運営等については改正内容が広範囲にわたるため、全部改正をしようとするものでございます。次年度以降の公会計化により、教員の業務負担の軽減、給食費の納付方法の多様化による保護者の利便性向上等を目的に実施するものでございます。

次に、議第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、その中で同法律を引用する例規の整合性を図るものであります。償還等について、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象拡大、償還免除の特例等について定めるものでございます。

続いて、議第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議についてであります。これは岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組規約を変更することについて、議会に協議を求めるものでございます。

議案の説明については以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書1ページをお開きください。

議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。令和元年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,551万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億666万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

2ページ、3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明を申し上げます。説明につきましては、お手元に別途配付の事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出から説明をいたします。

7ページをごらんください。

目1. 一般管理費の379万6,000円は、今年度、臨時職員3名の追加雇用をしておりますので、その社会保険料52万円、賃金327万6,000円を計上するものでございます。

同じく目5. 財産管理費の845万8,000円のうち、節13. 委託料の80万円は、過日の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、当町が下大樽新田地内の浄化センター東側に有する普通財産において、平成27年度から隣接する企業に駐車場として賃貸している状況でございます。今回、その企業から、工場拡張計画に伴い、当該地、これは4筆で1,100平米ありますが、これを取得したい旨、申し出がありました。つきましては、売却すべく協議をし始めたところでございますが、その売却に当たり測量等が必要となりますので、その経費として80万円を計上するものでございます。次に、節17. 公有財産購入費は、プラネットプラザ内のちびっこ広場用地、これは2筆で1,094平米でございますが、これについて買い取り申し出がありましたので、協議の上、当町といたしましては買い取る方向で考えておりまして、平方メートル当たり7,000円で買い取る協議を

しております。つきましては、土地購入費765万8,000円を計上するものでございます。

次に、8ページをお願いします。目1. 税務総務費の95万円は、法人町民税において過年度還付金が増となる見込みで、現計予算額54万8,000円に対して、今後、149万7,000円の還付金が発生する見込みでありますので、差額95万円を計上するものでございます。

次に、9ページをお願いします。目1. 児童福祉総務費の1,160万円は、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の増による給付費不足分を計上するものでございます。具体的には、児童発達支援では、年度当初、利用者を25名、放課後等デイサービス利用者を14名見込んでおりましたが、11月現在、児童発達支援では4名増の29名、放課後等デイサービス利用者は6名増の20名となっており、都合10名分の給付費に不足が見込まれることから、1,160万円を計上するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。目1. 農業委員会費の2万円は、農業委員会委員候補者等選考委員会の委員報酬でございます。御案内のように、現農業委員、農地利用最適化推進委員の任期は、来年、令和2年7月となっております。次期委員の募集は、年明け1月中旬からの募集となっておりますが、その募集において定数を超過した場合の選考は、輪之内町農業委員会委員候補者等選考委員会設置条例第4条第2項の規定により選考を行う規定になっておりますので、その委員報酬2名の2回分を計上するものでございます。

続いて、目4. 耕種農業費の46万2,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金でございます。具体的には、西美濃農業協同組合カントリーエレベーター荷受け管理装置のシステム更新に係るもので、総事業費184万5,000円の4分の1相当額を県から受け入れ、そのまま対象者に補助するものでございます。したがって、町負担としては、実質ゼロということでございます。

次に、11ページをごらんください。目1. 非常備消防費の22万8,000円は、消防団員の災害補償費の不足分を計上するものでございます。具体的には、去る平成31年3月に発生しました工場火災の消火活動の際に、消防団員が足の指を骨折、通院に係る治療費で、現在は完治しておりますが、それまでにかかった治療費が37万8,000円で、当初予算計上15万円との差額22万8,000円を不足見込み額として計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

目1. 民生費国庫負担金の580万円と5ページの目2. 民生費県負担金の290万円、合わせて870万円は、歳出の9ページで計上しております児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の増による給付費不足分1,160万円に対する国・県の給付費負担金でございます。負担割合は、歳出補正額に対しまして、国から2分の1、県から4分の1相当額を受け入れるものでございます。

次に、5ページの下欄の目4. 農林水産業費県補助金の46万1,000円は、先ほど申し上げ

げましたが、歳出で西美濃農業協同組合カントリーエレベーター荷受け管理装置のシステム更新に係るもので、それに対する県補助金でございます。

最後に、戻って恐縮ですが、3ページ、目1. 地方交付税687万円、そして飛んで6ページ、目1の繰越金948万3,000円は、歳出全体の2,551万4,000円に対して歳入額の不足する1,635万3,000円を調整するもので、それぞれ交付税、繰越金ともに現在までの留保額を調整額として計上するものでございます。

以上で、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

議案書の4ページをごらんください。

議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,075万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

5ページ、6ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

事項別明細書の歳出、4ページをごらんください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、節13.委託料の60万4,000円につきましては、国民健康保険システム改修の委託料でございます。令和3年3月1日から始まる医療機関でのオンライン資格確認の開始による準備段階として、国民健康保険システムの改修を行います。内容は、保険証番号に枝番をつけるなど、個人ごとに資格確認を行えるようにするための委託料を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをごらんください。

款8.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.システム開発費等補助金、節2.社会保障・税番号制度システム整備費補助金60万4,000円につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げましたシステム改修委託料を国庫補助金として補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第60号を説明させていただきます。

議案書の7ページになります。

議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

8ページから20ページがその条文になります。

この条例の制定は、先ほど町長の提案説明でありましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

これまでの臨時職員、非常勤職員の任用、勤務条件等の内容がわかりにくいという状況であること、また各地方公共団体によりその取り扱いがさまざまであることを踏まえまして、今回、法律改正により統一的な取り扱いが定められたもので、それに基づき、臨時職員等の適切な運用を確保すべく、会計年度任用職員制度を導入するに当たり必要な事項を定める必要があることから提案させていただくものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして説明をさせていただきます。

8ページでございますが、本条例は、目次にありますとおり、5つの章で構成をしております。

第1章の総則では、第1条で本条例の趣旨を、第2条ではこの条例で定める会計年度任用職員の用語を、第3条では、その給与に関することを定めております。

第2章では、フルタイム会計年度任用職員の給与に関することを定めております。第4条から第6条までが給与、その職務の級、号給に関することを定め、第7条では給料の支給について、第8条では通勤手当、第9条では時間外勤務手当、第10条では、休日勤務手当を輪之内町職員の給与に関する条例をそれぞれ準用するものとして定めております。第11条では、その給料等を支給する際の端数処理の方法を定め、第12条では期末手当、第13条では勤務1時間当たりの給与額、第14条では、勤務しないときの減額に関して定めております。

11ページの下の方になりますが、第3章ではパートタイム会計年度任用職員の給与に関することとなります。パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬ということになりますが、第15条から、フルタイムの会計年度任用職員と同様に、報酬の額、時間外勤務、休日勤務、端数処理、期末手当、報酬の支給、また勤務1時間当たりの算出、減額

に関する報酬額をそれぞれ定めておるものでございます。

15ページまで行きますが、15ページの第4章では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償に関して、通勤と、それから公務で出張する場合のことを定めております。

16ページの第5章の雑則では、給与からの控除、それと特に必要と認める場合の対応、そして規則への委任規定を定めております。

17ページからは第4条関係の別表ということで給料表、それから20ページが第5条関係の別表として等級別の基準職務表になります。

16ページにちょっとまた戻りますが、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上、議第60号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書は21ページです。

議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

22ページから29ページまでがその条文になります。

この条例の制定につきましては、先ほどの議第60号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例の整備を行うほか、所要の改正を行う必要があることから、今回、提案をさせていただきますものでございます。

この条例では、改正の対象となる条例が12条例ありますので、12条の条文で構成をさせていただきますいております。

それでは、改正の内容は、お手元の新旧対照表にて説明をさせていただきますので、条例の改正に関する新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、第1条関係は、輪之内町職員定数条例の一部改正を規定しております。

定義、第1条第2項で臨時の職員である場合でも緊急の場合など、その欠員が生じた職が臨時的に任用される臨時の職員でない場合には定数条例の対象になることから、その旨の改正でございます。

2ページの第2条関係は、輪之内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の規定です。

報告事項、第3条で、同条では地方公務員法の第22条の2第1項第2号に掲げる職員が人事行政の運営等の状況の公表の対象になることから、その趣旨の改正を行うものでございます。

3ページ、第3条関係は、輪之内町職員の分限に関する条例の一部改正の規定です。

休職の効果、第3条で会計年度任用職員は、同条第1項に規定する休養の期間を適用することから、第4項の規定を加えるものでございます。

4ページの第4条関係は、輪之内町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正の規定です。

減給の効果、第4条では、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与が報酬であることから、これを適用する旨の規定を加えるものでございます。

5ページの第5条関係は、輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正の規定です。

職員の派遣、第2条第2項第3号で地方公務員法を引用しております条項及び文言を同法の改正に伴う条項等との整合性を図るべく、改正するものでございます。

6ページ、第6条関係です。輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の規定です。

非常勤職員の勤務時間、休暇等、第19条で非常勤職員のうち、括弧内の再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く非常勤職員は、今回の会計年度任用職員にな

ることに伴いまして、これを改正するものでございます。

7ページからの第7条関係は、輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を規定しております。

会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、これまで非常勤職員に係る育児休業等に関する条例等を整備していない地方自治団体は、その整備を図ることが必要とされていることから改正を行うものでございます。

主な改正内容は、育児休業及び部分休業をすることができない日、常勤職員の範囲を定めること、それから育児休業の終期を定めることなどになります。そのため、その内容を規定する7ページの第2条3項、次の8ページの第2条の3、以下必要な条項を加えるとともに、それに必要な文言を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

少し飛びまして、16ページになります。16ページの第8条関係は、輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の規定です。

地方公務員法の改正に伴い、同法を引用しております第1条の条項の改正と、特別職の非常勤職員として任用すべき職が規定されたことに伴いまして、別表中の社会教育指導員の項を削除するものでございます。

17ページの第9条関係になります。輪之内町職員の給与に関する条例の一部改正の規定です。

非常勤職員の給与等は、ここにあります第26条の2で規定をしているので、会計年度任用職員の給与も同条例で定めるべきものであることから、同条により規定をするものでございます。

18ページ、19ページは、第10条関係、こちらは輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部改正の規定です。

会計年度任用職員も旅費を支給する必要があることから、用語の定義でございますが、第2条第1項第1号の職員の範囲に会計年度任用職員と同条2項で給料表を規定する条項を加えるとともに、所要の改正を行うものでございます。

20ページ、第11条関係でございますが、輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の規定です。

会計年度任用職員は、その支給対象者であることから、補償基礎額、第5条に第5号として支給対象となる職員の規定を加えるものでございます。

それから、21ページの最後、12条関係になりますが、輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正の規定です。

非常勤職員の給与、第4条を会計年度任用職員の給与として改正するものでございます。

議案書29ページに戻りますが、一番最後になりますが、附則にて、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で議第61号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第61号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書の30ページです。

議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

31ページ、32ページはその条文になりますが、この条例の制定につきましては、先ほど町長の提案説明でありましたとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に関する欠格条項の見直しによりまして成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等である

ことを理由に不当な差別を受けないよう、それから成年被後見人の資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、そういった欠格条項を設けている関係条例につきまして、この法律と同様に見直しをするため、所要の規定を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表で説明をさせていただきますので、22ページをお開きください。

まず、1条関係でございますが、輪之内町職員の給与に関する条例の一部改正を規定しております。

右側の現行欄、期末手当、23条の4、下線部分の中で法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりというのがありますが、こちらが地方公務員法で欠格条項を規定している条項でありますので、この部分を削除します。

こちらにつきましては、以下、その部分を準用する条文とありまして、次の23ページの23条の5、23条の7、それから24ページの25条につきましても、同様の内容でございます。

25ページの2条関係は、輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部改正の規定になります。

こちらも右側の現行欄、旅費の支給の第3条、下線部分で第16条第2号から第5号までとなっておりますが、こちらが地方公務員法で規定する欠格条項のうち、同条で1号の成年被後見人等の規定が削除されたことによりまして、この号ずれが発生しますので、この部分を各号という形で改正するとともに、所要の改正を行うものでございます。

27ページ、第3条関係は、輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の規定です。

右側が現行欄で、退職手当、17条の第2項第2号で下線部分で欠格条項を規定している条項を削除するものでございます。

28ページの第4条関係は、輪之内町消防団条例の一部改正の規定です。

こちらも右側の現行欄、欠格条項にあります第6条第1号を削除し、号ずれ等の所要の改正を行うものでございます。

29ページから第5条関係になります。輪之内町印鑑条例の一部改正の規定でございます。

こちらも右側の現行欄、登録資格の第2条第2項第2号の中に成年被後見人という文言があります。こちらを改めますほか、所要の改正を行うものでございます。

また、議案書の32ページに戻りますが、附則にて、この条例につきましては、令和元年12月14日から施行するものとしております。

以上で議第62号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第62号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(小寺 強君)

日程第11、議第63号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長(田中久晴君)

それでは、説明をさせていただきます。

議案書は33ページになります。

議第63号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

34ページが一部を改正する条例になります。

今回の条例は、町長の提案説明にもありましたとおり、令和元年の人事院勧告による職員の給与改定にあわせ、町議会議員の皆様の期末手当の支給月数を4.45月分から4.50

月分に、0.05月分引き上げるための改正でございます。

改正の内容は、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表は31ページになります。

改正条例は2条で成っております。

まず、1条関係でございますが、期末手当、第5条第2項の下線部分でございますが、支給月数を0.05カ月分引き上げまして、100分の222.5から、12月に支給する分を100分の227.5に改正するものでございます。

附則にて、この1条の規定は、平成31年4月1日から適用するとしております。

それから、32ページになりますが、32ページは改正条例の2条関係になります。第5条2項の下線部分、今回の支給月数の引き上げにあわせて、6月と12月の支給月数を同じ100分の225.0に改正するものでございます。

この2条関係の規定は、附則にて令和2年4月1日から施行するものとしております。なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議第63号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第63号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に關す

る条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第64号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書は35ページになります。

議第64号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

36ページが一部を改正する条例になります。

この条例の改正も先ほどの議第63号と同様に、令和元年、人事院勧告による職員の給与改定にあわせて常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明をさせていただきますので、こちらは33ページになります。

こちらにも1条、2条になりますが、まず1条関係でございますが、先ほどと同様に期末手当の部分でございますが、12月に支給する部分を100分の227.5に改正するものでございます。

また、この1条関係は、平成31年4月1日から適用としております。

34ページも先ほどと同様でございます。2条関係でございます。下線部分でございますが、6月と12月の支給月数を同じ100分の225.0に改正するものでございます。

附則にて、この2条関係は、令和2年4月1日から施行するとし、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議第64号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第64号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第65号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書は37ページになります。

議第65号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

38ページから44ページまでがこの一部を改正する条例になります。

今回の給与条例の改正につきましては、先ほど来と同じでございますが、令和元年8月7日の人事院勧告を受けまして、10月に閣議決定、また11月に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、こちらを踏まえまして輪之内町職員の給与を改定するものでございます。

改正の内容は、新旧対照表にて説明させていただきますので、こちらは35ページになります。

35ページの下線部分、6月に支給する支給月数を残し、12月に支給する支給月数を

0. 05カ月分引き上げるものでございます。

36ページから42ページまで、別表第1で職員の給料表を改定するものでございます。こちらにつきましては、人事院勧告による民間給与との間に差があることを踏まえ、初任給、または若年層の俸給月額を引き上げを基本に改正をされているものでございます。

43ページまで飛びます。43ページは改正条例の第2条関係です。

15条の2、住居手当でございますが、こちらは支給対象となる家賃額の下限を引き上げまして、それから住居手当の月額の上限を引き上げるものでございます。

23条の7の勤勉手当は、先ほど来と同様に、今回の支給月数の引き上げにあわせまして6月と12月の支給月数を同じにするため、それぞれ改正するものでございます。

また、議案書の43ページに戻っていただきますが、附則にて、この条例改正は公布の日から施行しまして、第1条の規定は平成31年4月1日から適用するものとし、第2条関係は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で議第65号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

ちょっとお尋ねしたいんですが、再任用の職員の方の改正も同時に全部行われるんですが、再任用は輪之内では、現行、私の認識の中では、例えば課長さんでやめられた方が再任用された場合には何号給の対象、要するに級しかこれはないんですよ。細かくは何の何というふうにはなっていませんので、全て同一の給料といった、そういう形になるのかなあというふうには思っておるんですが、これはどういう方がどういうふう該当してくるのか、ちょっとその辺のところを教えていただけませんか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

再任用の方の職員の給与につきましては、退職されたときの級がございませぬ。そちらを参考にしながら、基本的にはそれより下回る級で設定をさせていただいております。ですので、例えば7級職員で退職されたときは6級とか、そういう形で、ということを基本に決定をしております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

そういうことは多分そうであろうとは思ったんですが、今度何級の何号というふうにならないので、退職されたときに、例えば6級の何号という方と同じく6級で号数が違う人では給料表は違うんですが、やめた再任の場合は同一、一律で給与が定まるのかどうかということをお尋ねしたいんですが。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

再任用職員に限らず職員の給与は、この給料表で決定しますので、退職時に同じ級でも給料が違う方も再任用になられたときは、この一律の金額ということでございまして、一つ違うのは、再任用の方はあくまで1年ごとにその更新をするものということで、この金額で設定をさせていただいております。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

お互いに懐の中を眺めるのはよろしくないと言いくいんですが、例えばどこのまちでも給与はおのずと違うんですよ、一律じゃありませんので、議員の報酬でもそうです。そんな中で、この再任用の人の待遇ですね。例えば、最初の年は調整監だったかな、それからいろいろかわってリーダーになられたり、いろんな中で、その中の雇用期間といいますか、時間の関係も、いろいろ関係してくると思うんですが、これは再任用の職員の方が、先ほどこの給与改正は、全て民間の中との整合性、要するに低いから上げるということですが、一般、普通の会社をやめて再びそこで就職する場合に、再任として、再採用ですよ、これだけの給与が開いているのかどうか、そういうことは考えられていますかね。

例えば、輪之内の再任用の方の給料がよそのまちに比べてどうなんだと、高いのか低いのか。大体近隣のまちの課長級、もしくは補佐級、それから調整監、いろんな役の方の給料を眺めたときに、輪之内はどの程度の、平均的に比べてみてどうなんだと、低いのか高いのか。町民の方からも、やめてからそんなにももらえるのなんていう話はちよくちよく聞きますので、そこら辺のことを少しお尋ねしたいと思います。

お金のことは余り、本当は言いたくないんです。ですが、そこら辺のところを、やっぱり総会シーズンですので行きますと、そういう話がやっぱりどこかかしかからちゃんと言われる人は決まっておるんですが、聞こえてきますと、みんな、そうやなそうやな

とってガヤガヤとなりますので、これは輪之内は決して高いわけじゃないと、そういうふうな位置づけの話をもう少し具体的にお聞かせいただけるといいかなあと考えておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

まず、この給料表につきましては、国の表に準拠しておりますので、各自治体において単独で給料表を設けるところは違いますが、この給料表は同じように利用してみるところが多いというふうに、確認したわけではありませんが、そのように思っております。

高い安いという話になりますと、給料表を見ていただいたとおり、1から7級までこうやって設定されておりますので、その再任用された職員の方をどの級で採用するか、それによって金額が変わってくるものだと思いますので、輪之内町としましては、現職で退職されたよりも低い級で再任用させていただくというような、基本的な部分についてはそのように決まっておりますけれども、その後のどの級で該当するかということにつきましては、運用の中で、再任用される職員の方でそれぞれ判断といいますか、決定させていただきますので、よそに比べて高いか安いかというような御質問ですと、給料表については変わりはないというふうに思っておりますが、もらってみる金額がどうかというと、またそれはそれぞれの状況によって違うというふうに考えております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

43ページの議案書の中なんですけれども、第1条関係は平成31年4月1日から適用するというふうにしてあります。ということは、3月は支給されるということになるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

今、おっしゃったとおりでございます、こちらは職員だけではなくて議員の皆様、それから特別職職員の方、それから我々職員、こちらについて差額を12月中に支払われるように準備をさせていただきます。以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

もう一点、お尋ねします。

先ほど田中議員が質問されておりましたけれども、ほかの自治体と比べて高いのか安いのかという基準を考えれば、輪之内町の給与水準、ラスパイレス指数というのがあるんですけども、それは国の基準からすると大体どれだけの数値になっておるんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

申しわけありません、正確な数字はお答えできませんが、輪之内町は92.幾つ、92か93前後であったというふうに記憶しておりますので、それほど高い、普通よりもちょっと安いかなあというような感覚を持っております。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

町長にお尋ねします。

ほかの自治体と比べる必要はないんですけども、ラスパイレス指数は、国が100だとすると輪之内町は92ということですから、8%低いということですね。国は、国よりも高く支給するのは問題があるということはよく指摘するんですけども、国の基準まで上げて問題はないんだろうと思いますけれども、その辺はこれから努力されていくんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ラスパイレス指数の算定方法についてはある特定の方法が、各団体共通でやっております。これは主に、例えば同じ給与を支払っていても年齢・階層別でカウントしますので、年齢・階層が偏っておりますと低くなったり高くなったりするという部分がございますので、必ずしも個々の給与が国家公務員の給与とどうなんだと言われると、単純な比較はちょっと難しいと思います。

ただ、小規模自治体ですので職員構成に変化があるので、ちょっとなかなか比較は難しいんですけども、基本的に私の感覚でいうとですよ、同一の経歴を持った同一職種の職員が同一年齢階層で平均的に国家公務員と同じようにされているのであれば、ほぼ

100%になるような運用をしておるつもりです。

当然、同じ状況の中で比較したら、同じ給料表を使っている以上、同じにならないとおかしい。もし、仮にラスパイレスが下回るということになれば、例えば昇給の扱いだとか、それからもしくは上げるばかりじゃなくて、何かあったときの昇給の延伸だとか何かも含めて全体として、別にラスパイレス指数が100に近づくことは何もおかしくないんですけれども、今の状況を見ていますと、やっぱり大都市は100を上回る傾向、そして町村部に来るとラスパイレスは90、もしくは記憶に定かではないですが、何年か前のあれでいうと80台というのもあったように記憶しておりますので、必ずしも皆さんが思っておられるように、公務員はどこへ行っても一緒だという話にはなかなかならないのかなあというふうには思っています。

ただ、給与の根本としては、同じ経歴で同じ職種をやっている人について国家公務員と差をつける理由はないんじゃないのという、そういう形で運用はしておるつもりです。

○5番（浅野 進君）

以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第65号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第65号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第14、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第66号について御説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正について。輪之内町学校給食センターの設置及び管理運営等に関する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

この条例の全部改正の理由について御説明をいたします。

先ほど町長の提案説明にもありましたように、令和2年度より学校給食費が公会計化となることから、現行の給食センター設置条例の内容に、管理機関の明確化、学校給食費の事項、規則への委任事項を加え、題名についても改めるなど、改正が広範囲にわたることから全部改正をしようとするものでございます。

46ページが条例でございます。

では、新旧対照表のほうで御説明をいたします。新旧対照表の45ページをお願いいたします。

まず、題名ですが、輪之内町学校給食センター設置条例から輪之内町学校給食センターの設置及び管理運営等に関する条例に改正しております。

第1条では、学校給食法第6条に基づく施設であることを明記し、これまでと同様、小・中学校の学校給食業務を一括処理する施設である旨を定めております。

第2条では、名称と位置を定めております。

第3条は、管理機関を輪之内町教育委員会と定めております。

第4条、第5条は、現行の第3条、第4条と同じく、職員並びに職務を定めております。

次のページの第6条では、学校給食運営委員会の設置について、運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営等に関し調査、審議し、必要な意見を具申すること、そして委員は非常勤であることを定めております。

第7条は、学校給食法第11条第2項に規定する経費、つまり食材費でございますが、この学校給食費について教育委員会が別途定める旨を定めております。

第8条は、規則への委任規定を設けたものでございます。

議案書に戻っていただきまして、46ページをごらんください。

附則について、施行期日は公布の日から施行、ただし第7条の学校給食費については、令和2年4月1日から適用するというものでございます。

以上で、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正についての説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

お尋ねします。46ページの中で運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者を教育委員会が委嘱するとなっております。私は、たまたま今年、これが適用されて運営委員になっておると思っておるんですけども、これからはこの運営委員会の委員というのはどんなふうになっていくのでしょうか。

○議長(小寺 強君)

教育課長 中島良重君。

○教育課長(中島良重君)

これからですが、この条例改正可決後、規則のほうを改正していくわけですが、規則のほうで明確に委員さんを明記していく予定でございます。

現在、給食運営委員でお世話になっている議員の方々にも、引き続き運営委員会のほうではお世話になっていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○5番(浅野 進君)

以上です。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正についてを文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第15、議第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第67号につきまして説明をさせていただきます。

議案書は47ページになります。

議第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

48ページが一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正は、こちらも町長の提案説明にありまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。同法律の施行によりまして、関係政令もまた改正がございましたので、それに伴い、災害弔慰金等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容は、同法律等の改正において災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況を鑑み、償還金の支払いを猶予すること、それから償還を免除すること、猶予及び免除を判断するために報告等を求めること、また市町村に合議制の機関を設置することなどが規定されたことに伴いまして、この条例につきましても、同法律を引用する条項等の整合性を図るために所要の措置を講ずるべく改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますが、48ページになります。

48ページの償還等で第15条関係の第3項を法律の改正に伴いまして、条項、また文言等を改めるものでございます。内容を新たに改正しております。

それから、第16条では、支給決定の迅速化の観点から、市町村ごとに審議会、その他合議制の機関を置くように努めるということとされたことによりまして支給審査委員会に関する事項を規定しております。

議案書の48ページに戻りますが、附則にて、この改正条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議第67号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第67号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第16、議第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の49ページになります。

議第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月4日提出、輪之内町長でございます。

まず、この件につきましては、輪之内町を含みます15の市、21の町村、それから25の一部事務組合、3つの広域連合をもって組織する岐阜県市町村職員退職手当組合が地方自治法の規定によりまして、これを組織する構成団体の数の増減や規約を変更する場合

には、構成団体に協議する必要がある、その協議については、構成団体の議会の議決を経なければならないとなっているものでございます。

今回、協議させていただく内容は、この退職手当組合の構成団体である3つの事務組合が令和2年3月31日をもって解散することになり、退職手当組合を脱退すること、またこれに伴いまして退職手当組合の規約を変更する必要性が生じたので、議会に協議を求めるものでございます。

規約の内容の変更は、新旧対照表にて説明をさせていただきます。49ページになります。

右側の変更前で別表中、下線部分になりますが、中濃地域農業共済事務組合、それから東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合を削除するものでございます。

議案書、50ページに戻ります。

50ページは規約の改正の内容でございますが、この規約につきまして、附則にて令和2年4月1日施行としております。

以上で議第68号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

3つの事務組合さんが脱退されるということですが、これは農業共済の組合が1県1組合に組織変更されるということに伴う脱退かなあというふうに思っておるんですが、脱退理由について何か御存じのことがあればお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

ただいまの御質問で御指摘があったとおり、1県1組合になるということで、令和2年4月1日から県内にある5つの農業共済組合と、それから県の連合会が合併しまして、県内全域を対象とした一つの組合体制になるということで、本所のほかに今までと同様に県内5支所を設け、より一層農家との接点強化、また農家サービスの向上を目指して取り組むというふうには聞いております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第68号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第17、発議第1号 輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○9番(田中政治君)

発案書。

発議第1号 輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則について。輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則を別紙のとおり発案する。令和元年12月4日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 高橋愛子、同じく賛成者、輪之内町議会議員 上野賢二。輪之内町議会議長 小寺強様。

それでは、発議第1号 輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを提案いたします。

議案書の52ページです。

輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

輪之内町議会傍聴規則(昭和62年輪之内町議会規則第2号)の一部を次のように改正

する。

第4条中「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」に改める。

附則、この規則は公布の日から施行するというものでございます。

これは、岐阜県町村議会議長会のほうから町の議会議長宛てに通知文が出ておりまして、個人情報保護の観点から、現行の傍聴人受付簿ではなく、傍聴人受付票に改めるものでありまして、運用としましては、傍聴人が傍聴人受付票を受付箱に投函し、議会事務局において傍聴人の個人情報を管理するというものでございます。それによって提案をさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 輪之内町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第58号から議第62号及び議第66号については、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長さんは、12月12日に委員長報告をお願いします。

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午前11時06分 散会)

令和元年12月4日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

令和元年12月12日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和元年第4回定例町議会付託事件）

日程第4 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 箕浦靖男

参 事 兼 経営戦略課長	荒 川 浩	会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田 中 久 晴
教 育 課 長	中 島 良 重	住 民 課 長	野 村 みどり
税 務 課 長 兼 会 計 室 長	伊 藤 早 苗	土 地 改 良 課 長	田 内 満 昭
福 祉 課 長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
産 業 課 長	松 井 和 明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時00分 開議)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和元年第4回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第58号、議第60号から議第62号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第58号から議第59号、議第66号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までとします。

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので始めさせていただきます。

今年は何かと桜の話題で持ち切りでしたが、桜といえばラグビーワールドカップ日本大会ではないでしょうか。当初の予想を上回る活躍で、1次リーグA組を4戦全勝のトップ通過で、大会前の目標だった初の決勝トーナメント進出を果たし、私たちに夢と感動を与えてくれました。初の8強入りに向けて日本が目指したのが「ワンチーム」です。選手とスタッフは、合宿や遠征をともに過ごす中であつれきを乗り越え、最高のワンチームをつくり上げることができました。4強入りを目指して戦った南アフリカ戦では、桜の誇りを胸に最後まで真っ向勝負をしましたが、緑の壁を崩すことができず、ノーサイドとなりました。

私は、日本チームがここまで活躍することができた勝因は、磨き上げたスクラムだと思います。スクラムで優位に立つことで相手チームにプレッシャーを与え、試合の主導権を握ることができました。私たち議会もワンチームとして、ともにスクラムを組んで町行政の発展のために取り組んでいきたいと思っています。

それでは、一般質問に移ります。

地域医療の充実について。

医療制度改革で焦点となっている後期高齢者の窓口負担をめぐり、政府は11月27日に現在の原則1割から2割に引き上げる方向で本格的な検討に入り、12月2日には方針を固めました。

現在の高齢者の自己負担は、現役並みに所得の高い一部の人を除いて70から74歳は原則2割で、75歳以上は原則1割となっています。75歳以上の医療費は、約16兆円に上り、このうちの4割は、現役世代が支払う健康保険料からの支援金が占めています。この先、団塊の世代が2022年から75歳以上になり始め、一層の膨張が見込まれるため、政府は75歳以上の人の負担を2022年から原則2割に引き上げます。これが現実になると、所得の低い人や交通の便が悪い地域にとっては生活に大きな影響を及ぼすおそれがあり、地域医療の充実が必要不可欠となります。

そこで、輪之内町の医療機関を見てみますと、荒川医院、輪之内クリニック、西脇医院、おたり歯科医院、いちはし歯科医院、野田歯科医院の6軒の医療機関があります。

隣の安八町では、安八診療所、山中ジェネラルクリニック、吉田医院、おおくま内科クリニック、石田医院、岩田内科クリニック、にわ整形外科、いちはら皮フ科クリニック、かわせ歯科、あんどう歯科、しらき歯科クリニック、あべ歯科医院、いまい歯科、川合歯科医院の14軒の医療機関があり、数だけ見れば輪之内町の倍以上になります。

病院の数だけで比較することはよくないと思いますが、特に大藪地区と福東地区は内科がなく、地域の方から何とかしてもらえないかという要望が出ています。この先、医療機関を確保していくことは非常に難しいことだと思いますが、2022年は待ったなしで訪れます。今後の輪之内町はどのような地域医療の充実を図っていくのか、見解をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

一般質問ということで、順次お答えをさせていただきます。

まず、林議員の御質問、地域医療の充実についてということでございます。

御質問内容は、主として内科医療を行う医療機関の空白地区の解消というふうな受けとめております。

この疾病対策につきましては、かねてから病気になったときとか健康に不安があるときは、いきなり総合病院にかかるんじゃなくて、地域のかかりつけ医、いわゆるすぐに相談ができる一番身近なお医者さんにかかるということが国・県においても推奨されております。そのとおりだろうと思っています。

国は高齢化対策として、医療や介護が必要な状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けること、これが望むべき社会だというふうに言っております。多分そのとおりだろうと思いますし、そのための施策として在宅医療・介護というのも鋭意推進をされておるところでございます。

そういう観点からすると、御質問のとおり、徒歩圏に医療機関があつて、そこをかかりつけ医というふうにすることが望ましいことであることは、皆さんと見解を異にするものではございません。

先ほどもお話があつたとおり、当町の医療体制は、約10年ぐらい前までがピークということで、当時は内科診療を行う医療機関が各校区ごとに2つあつて、合計で6医療機関があつて、こんなわずか22平方キロほどの町にとっては充実していた時期がございました。それが、たしかこれは平成22年ごろに2つの医療機関が閉院をするという状況、さらには平成28年に1医療機関が休診という状況で、基本的に、今、3つの医院が活動できなくなっております。

現在では、仁木地区に2つの医療機関、荒川医院と西脇医院、大藪地区に1医療機関、輪之内クリニックが診療を行っている、そんな状況になっております。

閉院、休診に際しましては、当然、その3つの医療機関は、治療が中断して患者が困ることがないように、ほかの医療機関に紹介状を出されて治療の継続に配慮されております。ありがたいことだと思っております。

また、じゃあなぜ閉院したのということになるわけですが、いずれも医師の高齢化と、それとあとは医療機関を引き継ぐ者がいなかったと、そういう状況の中で今のような状況になっております。御案内のとおり、その後においては、町内で新たに開業する医師、医療機関というのがない状況でございます。

ただ、これらのことは全国的な傾向というのがありますし、特に地方では、ある意味それほど珍しいことではない状況になってしまっております。地域医療における課題としては、医師、医療機関の偏在、それから医師空白地域の増加、これが地域医療の崩壊は、ちょっといささか刺激的な言葉だとは思いますがけれども、深刻な社会問題となつておることは議員と見解を異にするものではないです。

そのためには、いつでも、どこでも、誰でもいい医療を受けられる体制というのが、これは当然のことながら第一に要望されるところでございます。

よく医療を扱うテレビドラマ等々がありまして、無医集落が時々クローズアップされて、そこには崇高な使命感を持ったお医者さんが縦横無尽に活躍して医療を守るというようなドラマがよくあるわけなんです。

当町においては全く医療機関がないわけではないので、そういう離島における医療対策とか、そういったレベルの対応が行政としてなかなか打ちにくいということは御理解いただきたいなと思っております。

そこで、御質問の趣旨、何とかならないのという話なんですが、これは、いわゆる厚生労働省等が定義する無医地区では実はないんですね。ただ、従前に医療機関があったところで医療機関がなくなるという、一種の意識の中では医療空白が生じている地域というふうに皆さんは受け取られると思いますけれども、そういう状況があることは事実です。

そういう意味で、この医療機関の空白区の解消ということがクローズアップされてくるんですけども、これについては、まずは林議員の御質問の趣旨、安八郡の医師会というのがございますので、そこで、日ごろからいろいろな意味で医療の全体像について御協力いただいている会でございますので、まずはそこで地域医療の充実について今まで以上の御協力をいただいて、その御意見を頂戴しながら、行政としてその議論の中で我々ができることがあれば、それは積極的に取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

一方、じゃあそのお医者さんの確保以外の疾病予防をどうするのかという話になるんですが、今、町としては、今すぐできることとして、疾病予防のための早期発見・早期治療につなげるための各種検診、いわゆる健康診断でありますとか、感染症の蔓延を予防するための予防接種、それから体全体を健康につくり直すと言ったほうがいいのかもかもしれませんが食育活動、その他いろんな、よく言われる脳の活動を活性化するための健康教室の充実等を今図っておりますけれども、そういったことをより充実させていきたいなと思っております。

あわせて、御案内のとおりですけれども、平成30年度からは検診の受診や、健康づくりに役立つであろうという催しに参加していただいた方にはインセンティブを付与するという意味で健康ポイントも、そういうポイント制度というのも実施しております。あらゆる手を注ぐ中でいろんなことをやっていきたいと思っております。

いずれにしても、まずは自分の健康というものをどれだけ皆さん自身が自覚していただけるかという話ですので、そのPRと申しますか、健康づくりもPRしていきながら、検診や健康教室の受診率や参加者の増加というものを図ってまいりたいなと、そんなふうに思っております。

そういう意味では、お医者さん、保健師さん、そして当然のことながら、先ほど申しましたように、医療の主たる任務を担うお医者さんの集まりである医師会さんの御協力等も仰ぎながらやるという以外にないのかなというのが実情でございます。

いずれにしても、皆さんの御意向を踏まえながら、できることから取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っております。どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございます。

私もその答弁の中で、この医療機関を今からふやしたりするのは、到底かなり難しいことだと思うんですよ。私もこの地域医療の充実を図るために何が必要なのかと、ちょっと自分自身も考えたんですけど、やっぱりかかりつけ医を持つことが、まず一番大事だと思っているんですよ。やっぱりかかりつけ医とは健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医師がかかりつけ医になっておりますので、やっぱり輪之内町の高齢者の皆さんがかかりつけ医を持つことができるように持っていくのが一番大事かなと思っています。

きょうの朝の新聞になるんですけど、病院の大きさなんですけど、400床以上の病院から、今度200床までの病院へ直接かかると、医療費プラス5,000円がかかる、そういう新聞記事がちょっと載っておりましたので、さらにこの地域医療の充実というのが大事になってくるのかなと私も思っております。

また、健康寿命を延ばすフレイル予防、あとサルコペニア予防というのが町で推進されていると思うんですけど、こちら也非常に大事なかと私は思っておりますので、ちょっと私、この医療関係は非常に弱いんですけど、これからしっかり勉強して、やっぱりさらにちょっと定期的にこういう一般質問をやっていきたいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

皆さん、おはようございます。

まずは一般質問に入る前にですが、10月に起きました台風19号による大災害、その後、すぐ大雨による豪雨災害により、東北・関東地方、長野県の被災者、亡くなられた方々の御冥福と被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

その教訓を忘れることのない、この今の時期に改めて防災対策を見直す必要があると思ひ、質問させていただきます。

地震、台風、水災害による防災拠点の活用と運用についてですが、台風19号及び豪雨災害では、死者99人、不明者3人、決壊71河川、住宅被害8万棟余りで、氾濫などによる浸水範囲は去年の西日本豪雨を超えたそうで、土砂災害も一つの台風によるものとしては最も多くなったとのこと。このことを機に、国全体で対策の見直しを迫られる記録的な豪雨災害になりました。

当初、あの19号台風は、東海地方を直撃する進路であり、もしあの台風が直撃してい

たらと思うと、今の自分たちは今ごろどうなっていたんだろう、想像を絶する思いしか浮かびません。ですから、今こそ我々輪之内町も真剣に考えるときが来ているんです。

上野議員が6月の定例議会で質問されましたように、防災拠点の今後の防災機能を備えた町のオアシス、憩いの魅力ある空間として有効に活用される施設機能を充実させることが必要であると思います。

施設整備の実施は、令和3年以降が望ましいとのことですが、補正予算で計上された計画の策定業務（インフラ整備計画）は、現在、どこまでの計画に至っているのか。

そのインフラ整備を計画するに当たっては、当然、先に上物を、当町にはどんな必要な施設が要するのか、多目的に活用できるスペースは何か、そののところを明確にある程度しておかないといけないと思うのですが、私自身、今の段階で思い浮かべている提案をあえて先に述べさせてもらいますが、当然、国土交通省との防災拠点構想もあるし、予算規模等があるので、それを度外視して話をします。

まずは、避難場所であればたくさんの町民が集まります。そうすると、当然、何日もの食事が必要です。そこで、輪之内町給食センターをこの機会に防災拠点に新設したらどうか。今現在の給食センターも昭和63年4月にできたそうで、築30年になるし、給食センターと併設して、輪之内町の農業耕作の大半であるお米を貯蔵できる低温倉庫も建設し、最悪食べる食材がなくても、お米さえあればおにぎりでも何とかしのげます。

また、避難所では、本当にお風呂に入れないのが困るという話をよく聞きます。ですから、先日、岡山県和気町へ視察研修に行きましたが、公営で温泉施設を設けていて、輪之内町も現在は温泉施設も使えない状況ですし、高齢化社会がますますふえていく中で、高齢者が憩いの場として常日ごろ利用できる温泉施設を設けたらどうか。避難場所、施設として利用するのに、屋内ゲートボール場、屋内グラウンドゴルフ場として、地面を土でも、人工芝を敷いても、ブルーシートさえ敷けば避難場所として使えますし、屋内であるため、真夏の暑い日でも、真冬の伊吹おろしで風の強い日、雨の日でも関係なくお年寄りには使用してもらい、帰る前に温泉に入ってから帰宅してもらえるとといった利便性があると思います。

同じ税金を使うにしても、町民が納得できる施設を設けるように考えるべきだと切に思います。防災拠点の予算規模が全く把握できない状況なので、あくまで参考意見として述べた次第です。まだ上物については、これからの課題でありますし、うかつにこれはどうかとは言えないと思いますが、町長の御意見をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

土井田崇夫議員からの御質問にお答えいたします。

まずは、いわゆる防災に対する熱い思いに心から敬意を表しておきたいと思います。私も全く同じ思いの中で、どうすべきかを日々考えているということだけは冒頭に申し上げておきたいと、そんなふうに思っております。

まず、防災拠点の予定地とか現在の状況についてであります。御質問の中にもありましたように、今年第2回定例会の一般質問の議員にもお答えしましたとおりであります。令和3年以降の施設整備に向けて構想を練っているという状況については変わっておりません。

そのため、現在は、予定地に計画すべき施設を念頭に置きつつ、必要となる道路、水路、上下水道、電気等のインフラ計画を策定することとしておりますが、先ほど御質問の中にもあったとおり、これはインフラの整備は上物整備と密接不可分の関係でございますので、ある部分それを想定しながらインフラの計画をつくるという状況だと理解しております。

このインフラ計画を策定するに当たっては、町の担当課だけじゃなくて関係の行政機関、そして地元の区長さん等々にも参加していただきながら、おのおの考え方や意見、それぞれのお立場での御意向等もあると思いますので、そういったものをお聞きしながら、現在、検討しておるところでございます。

まず、防災拠点へのアクセス道路、これは何か起きたときにそこへ行けなきゃどうしようもない話ですので、そこへどうやって行くのという話になるんですが、これは道路網の全体を俯瞰しつつ、避難する町民の皆さんが迅速かつ安全に移動できる動線というものも考慮しながら検討しております。それから、上下水道、電気設備等につきましても同様に、そのファンクションといいますか、機能面からあるべき姿を追求していく必要があるということで、今、考えを深めているところでございます。

防災拠点として必要とされる役割と機能は、過去の一般質問でお答えしたとおり、水災害に対する備えを有するものであることはもちろんでありますけれども、地震災害に対する備えを考慮すると、その両方を備えるんだという、この考えはずうっと持ち続けておるところであります。

そのために、避難地や防災倉庫、救援物資の集積所、応急復旧活動の拠点にするとか、防災活動の本部施設等々を包括する、まさしく広域的な避難拠点でありまして、防災活動や応急復旧活動等の主たる拠点になるであろうという、そんな考えの中で機能を考えしていく必要があるだろうと、そんなふうに思っています。

また、議員の御質問の中にもございましたけれども、平常時に地域の皆さんのコミュニティーの場、憩いの場として多目的に利用していただけるような、そんな必要性も念頭に置いてございます。

前から申し上げますけれども、ふだん遣いしている施設でないと、いざというときになかなか完璧に機能を発揮できないというのは過去の公共施設や何かの例から見

でも明らかですので、そういったふだん遣いとの考え方をどう整合させていくかというのが一つの観点になるだろうとっております。

そういう意味では、箱物施設を整備するというこの意味を考えますと、設備は年々、つくったときからだんだん劣化するということでありますし、維持管理や機器の更新にはそれなりの費用がかかってまいります。そういう意味では、そういった施設を防災拠点のみならず、公共施設配置の観点から見ても、どこへどのように配置するかという総合的な検討の中で、防災拠点の中に整備すべきものかどうかということも含めて検討していくということになるかと、そんなふうに思っております。

ただいまの御質問の中にもありましたように、避難所を運営するための方策として、食料の確保、入浴の施設とか、避難者の受け入れスペースとか、いろんなことを考える必要があろうと思っております。いろんなアイデアも頂戴しました。そういったことも踏まえて、今後、短い期間になりますけれども、早急にその成果を上げていかないと、いつまでも待っている性格のものでもありませんので、早急に検討を重ねてまいりたいと思っております。

そういうことを前提にしながら、当町の防災拠点として必要とするものがどうなのか、そして予算的に維持管理を継続できるものなのか、そういう意味では、人の命はお金で買えないんだから費用対効果じゃないよという方がいますけれども、そういうレベルの、いわゆる皆さんの安心・安全を確保するための努力の中での費用対効果というのは、やはり考えなきゃいけない。何物にも命はかえがたいけれども、そのレベルを維持しながら、でもなおかつ費用対効果というのも考えていかないと、これは自治体財産が破綻してしまいますので、そのレベルでの均衡を図りながら取捨選択をしていくという作業が必要になります。ある意味、非常に選択の幅としては難しい時期に来ておりますけれども、ここは手を抜かずに行うと。言葉をかえれば、費用対効果と優先順位の検証ということがいろんな計画の中へもう一枚の要素として加わるということだと思っております。

今後も、いろんな御意見、提案というものを頂戴しながら、この事業を完成に向けて促進を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。どうか御協力もよろしくお願ひしたいと思ひますし、御意見も頂戴したいと、そんなふうに思っております。どうかよろしくお願ひします。

(3番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

3番 土井田崇夫君。

○3番(土井田崇夫君)

御答弁ありがとうございました。

今回の台風19号は、進路がたまたま太平洋側にそれてくれただけで、本当にこれから

は東海地方にあのような大災害が起きても何らおかしくない状況が迫ってきていると思いますので、一日も早い早急な防災拠点構想を確立していただき、町民に安心をもたらしていただけるようお願いしたいのと、一つだけちょっと心配な点があるんですが、やはり盛り土したのがまだ何年もたっておりませんので、やっぱりこのあたりは、もし震度6強の地震が参った場合、南海トラフ地震、このあたりでは養老断層が懸念されておりますので、液状化によって崩れてしまうんじゃないかという心配があるんですけれども、心配したら切りがないんですけれども、そういうこともありますので、やっぱり防災拠点構想には第三者的な有識者、そういった方々にもお世話になって考えていただけたらと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

今、いろんなお話をいただきまして、まさしくそのとおりであろうと、そんなふうに思っております。

防災拠点の造成地につきましては、当然、国土交通省の防災拠点もあわせて整備されていくということになっておりますので、そういったところが機能を喪失しないように、その部分だろうと思うんですね。災害が発生するのは、広域災害ですと、そこに何らかの影響が及ぶというのは当然考えられますので、そのときに少なくとも機能を喪失しないような形でどのように整備していくかということだろうと思っております。

国交省もいろいろ防災拠点の整備については、いろんな時期、内容等について、過去の防災拠点の整備等々から見て、いろんなお考えもお持ちだと思っておりますので、それらも踏まえながら検討してまいりたいと、そんなふうと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

1点目ですけれども、通学路の安全対策について。

県道安八・海津線（里地区）にある横断歩道は、小・中学校の通学路となっていて、道路沿いにはブロック塀に囲まれた民家が建ち、見通しが悪い場所であることから、安全対策としてカーブミラーが設置されていますが、車が見えにくいことから、平成19年ごろにこの横断歩道において小学生が大型車の下になり、骨折し、入院をしたが、九死に一生を得られたと聞きました。

また、令和元年9月の早朝においても、中学生が通学するため自転車で横断歩道を渡ろうとして小型車と衝突するという事故が発生しました。幸いにも軽傷で済んだと聞いております。

なお、この道路は、地域住民からも危険な場所であるため、横断歩道用信号機の設置をしてもらえないかという意見をいただいております、ぜひとも必要だと思ひ、進めていただきたいと思ひますが、町長の御意見を伺ひいたします。

2点目、自然災害について。

令和元年10月の台風19号により、12都県で甚大な被害に遭われ、91の方が亡くなられ、御冥福をお祈りします。

さて、昭和51年9月の台風10号により安八町大森地内において長良川堤防が決壊したことは皆さんも御承知だと思ひます。昔から災害は忘れたころにやってくると思ひますが、今はすぐにやってきます。当町においても揖斐川と長良川に挟まれているため、大型台風の接近に伴って、予想をはるかに上回る時間雨量何百ミリという豪雨により、大樽川の氾濫や、堤防が決壊するかもわかりません。

また、町・消防団からは水害について各地域においての説明、訓練等もなく、町民の方からは、水害になった場合、高齢者や足の悪い人はどうしたらよいのかという意見をいただいております。訓練はもとより、町民が知っていなければならないのは、自分の住んでいるところが最悪どれくらいの高さまで水が来るのか、安全な場所へ避難するのはどこなのかということで、水害に対する認識を改め、最悪の状態を考慮したシミュレーションを行う必要があるのではないかと思ひます。

なお、テレビで被害に遭った人のインタビューを見ていると、何十年と住んでいるが、こういったことは初めてだということを書いてみえますが、町長は安心・安全のまちづくりを推進して見えることから、水害に対してどのように思っているのか、御意見を願ひします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野重行議員から主として2つの御質問をいただきました。順次お答えをいたします。まず、通学路の安全対策についてでございます。

小・中学校で把握している交通事故件数、最近の状況を見てみますと、登下校以外も含んで今年度が5件、昨年度は6件、一昨年度が4件ということでございました。幸い大事には至らない事故であります、毎年同じほどの件数が発生している、これは可能性から言えば、いつ何どき悲惨な事故に巻き込まれるかわからないということであり、そういう意味で、児童・生徒が安全に安心して通学できるという、そういう状況を何とか確保していくということは大変重要なことでございます。

最近の状況を話させていただきますが、学校、PTA、教育委員会はもちろんのことですが、道路管理者である建設課と県の大垣土木事務所、そして交通管理者である大垣警察署等の関係機関が共通した認識を持ちながら通学路の安全対策を推進すると

いう、そういう目的のもとで輪之内町通学路安全推進会議というものを開催しております。今年9月の会議では、通学路の安全確保に向けた取り組み、これをより効果的・効率的に推進するための輪之内町通学路交通安全プログラムというものがありますが、これを改定する中で、通学路等の対策箇所を確認し、必要な箇所の現況確認、それから合同点検を行ったところでございます。

この現況確認と合同点検ですが、各学校で保護者とともに把握している危険箇所を道路管理者及び交通管理者とがともに情報の共有化を図り、安全に向けた対策の検討や、対策を講じた箇所の効果の確認等々を行うもので、それをやることによって危険箇所を解消していこうとするものでございます。また、実際に通学路を点検することによって、各関係機関の専門的な御意見を頂戴できる機会だとも捉えております。

御質問の中にありました事故現場であります。今回の現状確認の危険箇所に上げられておりますし、その対策の一つとして信号機の設置というものも協議はされております。

ただ、この信号機の設置は、岐阜県の公安委員会が事前に交通量とか、交通事故の発生状況とか、交差点の形状等を調査・分析するとともに、ほかの対策により代がえが可能か否かを考慮した上で、その設置の条件に基づいて決定されるというものでございます。簡単に言えば、いろんな状況がありますので、ほかにかわり得るものがどうかと、あるのかないのかという検討もしないと、即信号機の設置ということにはつながっていかないという、それが状況だと思っております。

さあさりながら、地元の要望もそういうことでございますので、町のほうからは、この協議を踏まえ、公安委員会へ信号機の設置を含めた交通安全施設の設置に関する要望ということをしておるところでございます。

また、当該地であります。横断歩道があるけれども、危険箇所であるという認識の中で、既に回転灯でありますとか、カーブミラーでありますとか、通学路の標識、いわゆる飛び出し防止のための飛び出し坊やなるものの標識の設置とか、いろんな安全施設を整備しておりますし、朝夕の下校時には、地域の見守り隊、スクールガードリーダーの方にも交差点での安全指導というものもしていただいております。

また、先ほど申しました会議の中で協議されました、もう一つの対策であるカラー舗装であります。協議結果を踏まえて、既に11月上旬に当該地での施工を終えているところでございます。

今後も、でき得る交通安全対策、本当に大切なお子さんでありますので、その安全・安心の確保が第一でございますので、そういったところに意を注いでまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、次に2点目の自然災害の関連でございます。

この地域の中では、第一に考えられる災害というのは水害、そして大規模地震、大体

これが頭に浮かぶ想定される災害ということになってくると思っております。中でも直接的な意味でいうと、水害に対する取り組みというのは、この地域の置かれた状況からすると大変重要なこと、そんなふうに思っております。

最近の風水害、いろんな方から言われておりますように、なかなか想定しづらい規模の風水害というものが起きてきております。地球温暖化現象の影響かなどという方もおりますが、多分その部分もかなりあるんだろうと思っておりますが、記録的な豪雨というのが頻発しておりまして、今までのいわゆる統計数値から見る専門家の予測というものを上回るような状況が出てきております。

ただ、そうは言いながら、大規模地震のように突然起きるものではない。地震というのはほとんど予測不可能な状況の中で対策をしなきゃいけない部分ですが、水害等に関しては、前ぶれがないわけじゃなくて、雨が降り続いたり、河川が増水したりという前ぶれの状況というのは当然出てくるわけですので、それを踏まえて、数日前からある予測に対応する、いろんなことをやる必要があると。そういう意味では、早目の情報、早目の避難というものが最近よく報道機関等からも、それが一番重要だよというようなことも指摘もされておまして、そういうことだろうと私も思っています。

そういう意味では、当町では平成30年5月に水害ハザードマップというのを改定して、全世帯に配布しております。なかなかお気づきになっていない方が多いようなんですけれども、こういったものをもう既に配布しております。ここの中では、いわゆる単独の気象予報による、例えば揖斐川水系だとか、長良川水系だとか、水系別に発生し得る被害のほかに、それが複合して発生したときにどういう浸水想定になるのかということも、ここの中に実は書いてあります。そういう意味では、各地域において、長良川が決壊したとき、揖斐川が決壊したとき、そしてそれ以上、両方一遍に何か起きたときに浸水想定がどうなるのかということまで書いてございますので、それもいま一度見ていただくとよろしいかなと、そんなふうに思っております。

なかなか認識がされていない向きもあるようですが、これはPR不足なんている、その人にとって人ごとみたいなことは言っておれませんので、ぜひともこれを見ていただくように、これからもPRをしっかりとしていきたいと思っております。

これを利用することによって、要は皆さんが御心配される浸水の状況を見える化すると。その見える化することによって水害に対する危機意識を高め、避難所等をどうしたらいいのという、そういったことも当然出てくるわけですので、発生時に町民の皆さんが迅速かつ的確に避難を行うということ等から、水害発生時における人的被害の低減に役立つものだと、そんなふうに考えております。

いろんな課題がございます。こういう情報を提供すること自体が、かえって選択の幅を狭めてしまって、どうにもならんわという話になってしまっても困りますので、やはりどうすればどうなるんだということは、行政も含めてそうなんですけれども、あらか

じめきちっと考えをめぐらしておく。よくマスコミなんかでは、災害が起きる前に家族でよく話し合っ、どこへ逃げるんだとか、連絡手段をどうするんだとか、そういったことをきちっと事前にやっ、ていく必要があるんだらうと、そんなふう、に思っ、ております。

そういう意味ではいろんな課題があります。こういった浸水想定図を配ることにもいろんな御意見も頂戴してありますけれども、でもでも、やっぱりハザードマップ自体は、町民の一人一人の方に輪之内の洪水の危険性というものを御確認いただくと。自分が置かれてる状況を把握するということで、それぞれの場面で、いざというときにどこへどのように避難するかを考えるという意味では非常に有効なツールだと思っ、ております。

そういう意味では、先ほど消防団の活動等々も踏まえて、何か情報のあり方とか、その情報の利用の仕方とか、そういったことも考えるきっかけにさせていただけたらいいのかなと、そんなふう、に思っ、ております。

いろいろ申しましたけれども、要は水害を含めた災害というものを考えてみますと、安全を確保するためになすべき行動というのは何だらうと考えたときに、やっぱりまずは安全なところへ逃げる、こと、まずそこからだらうと思っ、ます。

そういう意味では、刻々と変わる状況というのは当然出てまいります。行政が把握できる情報の中で客観的な情報については、遅滞なく出すつもりはしておりますし、そうすることが住民の安全・安心の確保につながるんだらうと、そんなふう、に思っ、ております。

いろんな意味で考えをめぐらしながら、今後もその判断を促す情報発信を怠ることもなく、適切、確実に実施することによって町民の皆さんの被害を最小限にとどめる方策というものを進めてまいりたいと思っ、ます。当然、これは行政だけじゃなくて関係者の御協力を得なくしてはなし得ないこと、でござい、ますので、そういった御協力を得るためにも、行政は何を考え、どうしたらいいのかということについて、これからも施策を進めてまいります。

こういったものも、もっともっと有効に活用していただければなと、そんなふう、に思っ、ております。どうかよろしくお願っ、い、します。

(4番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番(浅野重行君)

御答弁をありがとうございました。

1点目ですけれども、一応あの横断歩道にカラー舗装と回転灯、飛び出し坊や、カーブミラー等々、設置してあるということですが、これだけ行ってあるんですけれども、それに対しても、対してということではないですけれども、それでも事故が起きているということですので、横断歩道の手前に舗装、何か車が通ると音がするよう、な、

そういった舗装とか、また横断歩道の手前に、輪之内のビッグにもありますように、やっぱりスピードが出ると危ないですので、半円といいますか、ちょっと段がありますよね、そのような対策といったのも講じていただければありがたいなと思っております。

それと2点目ですけれども、先ほども町長さんのほうから平成30年5月に水害ハザードマップが全世帯に配布してあると言われましたけれども、これも本来からいえば、配布されているものですから住民の方も見ていなければならぬんですけれども、なかなかそこが見てみえるところと見てみえないところがあるんですけれども、それでこのような質問をさせていただいたわけですけれども、地震の訓練等はされているんですけれども、水害に対する訓練といいますか、そういったのもできれば各地域でできるような訓練を考えていただけるとありがたいなと思いますし、また水害発生時に、発生前、発生してから発生後、そういった職員の対応マニュアル等については作成されているのでしょうか。

昔から「備えあれば憂いなし」といいますけれども、ボートとかジェットスキー等の導入等についてはどのようにお考えでしょうか。

また、堤防が決壊した場合、今までは土のうをこしらえて輪中堤をせきとめていたわけですけれども、陸閘といって、海側に防波堤がありますけれども、防波堤の間に海側のほうへ渡れるように幅がつくってあるんですけれども、そのあいているところを遮断するという意味で陸閘の設置等はどのように考えてみえますか、御意見をいただきたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの御質問をいただきました。

まず、交通安全施設の関係でございますが、いろんな対策は講じております。おっしゃられた御提案の内容も一つの方策かと思えますけれども、関係機関の中で、特にかまぼこ形の、主要道路の道路そのものにそういうものを設置すること、ビッグの場合は構内での対応ですので、それは管理者の意向によってできると思うんですが、主要道路の中にそれをつくることについては、まだまだ検討が要ると思えますし、そもそもおっしゃられた場所は県道でございますので、最終的に管理者である県がどう考えるかということもあると思えます。

いずれにしても、可能性の議論を省略することなく、いろんなことをやっていく必要があると思っておりますので、御意見も参考にしながら、伝えるべきところへはきちっと伝えながらやっていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、自然災害の関係ですが、これは例に出されました昭和51年の災害から、もう既にかかなりの時間が経過しまして、実はあの災害のときに現実に現場へ出動した方と

いうのがほとんど、経験されておる方がだんだん少なくなっているという状況がありまして、記憶の継承というのはだんだん難しくなっている。だからこそきちっと、何が課題で何が問題であったかは記録にして残して、それを読むことによって再びそれを頭の中に再現できるような状況をつくっていくことが今を生きている我々の大事な務めの一つであろうと、そんなふうに思っております。

防災についてどうかと、先ほど行政側の対応として、いわゆる災害発生時のタイムライン的に誰がどうなったらどうするんだということを考えよという御提案だと思いますが、これは実はもう既に行政側、役場の職員が何をするのかという意味では時系列的に並べて、こういうことが起きたらどうするんだということについては、もう既にマニュアル化したものを持っております。あとは、そういったこととあわせて一つお願いしておきたいのは、冒頭にも、いろんなところで申し上げておるわけですが、まずは自分で命を守ってねということからすると、逆に各御家庭だとか、そういったところでも行政からどういう情報提供があったときにどう動くかということは、逆にそれぞれのセッションでなし得るタイムライン化というものを図っていただけたらうれしいなど、そんなふうに思っております。

それから、陸閘の話がございました。陸閘……、ちょっと陸閘の言葉そのものはわかっておりますけれども、この輪之内町の状況を考えたときに、どこにそういうものを置くとお考えなのか。多分51年災のときに一生懸命土のうで締めた経験がありますので、そういったものと記憶を重ね合わせて設置の是非についてのお尋ねだと思いますけれども、ちょっとその辺のところは、また再度御意見を頂戴しながら、あるべき姿というものを検討させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、災害対応ということになりますと、行政側の対応は、これは臆することなくやるつもりですけれども、それに対応して被災者、もしくは被災者となる可能性のある住民の皆さんの活動も減災対策にとっては重要だと思っておりますので、その辺も踏まえてこれからの安全・安心対策を推進してまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小寺 強君）

1 番 大橋慶裕君。

○1 番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

輪之内町の財政について。

私たちが健康で豊かな生活を送るためには、国や県・町にさまざまな公共サービスを提供してもらう必要があります。学校教育、医療、福祉、道路整備、水道事業などです。しかし、これらの公共サービスを提供するにはお金が必要です。そのため、税金を出し合ってみんなの生活に役立つことに使っていく活動を財政といいます。

時代の変化に伴い、これからの社会情勢は、人口減少社会・高齢化社会の到来、社会資本の老朽化等の課題が出てきます。当町として行政サービスの水準が維持・向上できるように輪之内町行財政改革大綱を策定され、財政運営管理に努めていらっしゃるものと認識しております。

本年度は、平成26年度末に策定された平成27年度から31年度までの5カ年計画の最終年度であります。まだ3カ月ほど残っておりますが、大綱に5年後の目指す姿として、自主財源の確保に努めることで弾力的に運営できる財政体質に改善を進めますとあります。

1つ目の質問として、弾力的な財政体質の改善は進んだのでしょうか。財政指標である経常収支比率、経常一般財源比率、実質公債費比率、将来負担比率でお答えください。

2つ目の質問として、来年度、令和2年度からの5年間の大綱を作成するに当たって、歳入の確保に向けて現在考えていらっしゃる政策があればお答えください。

生産年齢人口、15歳から64歳の人口が減少していく中で町税収入をでき得る限り得るためには、各人がしっかりとした所得を得られる社会的な仕組みを構築することが根本だと思います。

以上、今年度末までの5カ年計画の報告と来年度からの5カ年計画の財政の見通しをお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、大橋慶裕議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員が御質問の中で触れられましたとおり、現在、当町では継続的に行財政改革大綱を策定し、その中で身の丈に合った財政運営というものを継続してまいりました。

そして、平成27年度から今年度までの第三次行財政改革大綱が間もなく終了しようとしております。現在、第四次行財政改革大綱の策定に向けて準備をしているところでございます。

順次お答えいたしますが、まず第1点目の御質問にお答えをしたいと思います。

御質問の趣旨としては、自主財源の確保に努めることで弾力的な財政体質の改善の進捗状況を各種財政指標で示されたいということだと理解しました。

まず、御質問の中でありました経常収支比率ですが、この指標は当該団体の財政構造の弾力性を示すもので、この数値が低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つということになっております。言ってみれば、何かあったときに生み出せる財源が多いか少ないかということでもあります。

最近の当町の経常収支比率を見ますと、過去、平成27年度においては74.2%、28年度は76.1%、29年度は77.6%、30年度は74.6%、70台前半から後半を行き来している

という状況になっております。

ちなみに、県における各市町村の指標を取りまとめた資料がございますけれども、この中によりますと、29年度、実は30年度速報値が新聞に出ておりますが、あれは速報値ですので確定値である29年度の数値で申し上げますけれども、この県下市町村の平均値は89.7%、当町は77.6%で、県下42市町村のうちでは第3位という良好な状況というふうに理解しております。

次に、御質問にありました経常一般財源比率でございます。この比率は、簡単に言えば、経常一般財源というのは毎年度連続して経常的に入ってくるという、つまり言ってみればルールとしてきちっと入ってくる部分ですね、その数値というものをどう考えるかということなんです。この比率自体は、余り最近は重要視されていない状況であります。というのは、この間に標準財政規模だとか、いろんな財政上のテクニックの数字が入り込んできていまして、ちょっとわかりにくい数字になっちゃっているものですから余り使われません。でも、御質問でございますので、どんな状況なのかなということになっておりますが、27年度は75.7%、28年度は73.2%、29年度は74.0%、30年度は75.5%ということになっております。先ほど申しましたように、余り重要視されていないということから県下の順位については公表されておられませんので、ちょっと御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っています。

次に、実質公債費比率というものですが、この比率というのは数値が高いほど財政運営が硬直化している、つまりやりたいことができない、それはそうですよね。借金がふえればやりたいことができなくなるという、そういう数字でございます。したがって、これのコントロールというのは国においてもかなり厳しくやられておまして、地方財政法という法律がありますけれども、ここでこの実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際して総務大臣の許可が要するという状況になりまして、公債費負担適正化計画なるものを策定する必要が出てまいります。これをまた通り越しちゃうと、財政健全化法上、25%以上の団体になりますと、財政健全化計画を策定し、自主的な財源の健全化を図る必要があると。35%になると、財政再生計画を策定し、国の関与のもとで実質的に自発的には何もできなくなる状況というのが出てくると、完全に民間企業というなら銀行管理になったような状況と考えればよろしいかと思えます。

当町の実質公債費比率の推移を見てみますと、27年度において4.3%、28年度も4.3%、29年度は4.7%、30年度は5.1%、微増傾向にあるものの問題視する域にはないというふうに考えております。

同じく県下の財政指標の取りまとめデータによれば、29年度の4.7%というのは、県下42市町村のうちで第15位という状況です。

次に、将来負担比率、これは読んで字のごとく将来負担比率で、この数字が高いと、将来的に財政の圧迫要因になるよという可能性があるという数字でありますけれども、

これもちょっと現状からは、その危機というレベルとはほど遠い状況で何も問題ないんですけれども、これがどういうコントロールを受けるかという、都道府県・政令市においては400%以上、市町村においては350%以上の団体は財政健全化計画をつくれと。その計画をつくるという意味は、自主的な財源の健全化を図るように道を示せということなんでしょう。

当町の将来負担比率の推移を見てみますと、27年度は17%、28年度は16.6%、29年度は15.5%、30年度は9.7%と、だんだん減ってくるという意味で、これは好ましい状況でありますし、これも県下の財政指標上の取りまとめデータ、29年度の15.5%というのは、42市町村のうちの28位という数字でございます。

また、御質問の中にはなかったんですが、財政の状況を推しはかる指標の一つによく話題になるのは、「財政力指数」という言葉があります。よく新聞等でも話題になります。これは、この値が高いほど財政力が強いことを示しております。

当町の財政力指数の推移を見てみますと、27年度は0.59、28年度は0.58、29年度は0.60、30年度は0.61ということで、徐々に財政力指数は高くなってきております。

残念ながら、過去における財政力というものがかなり低かった部分もありまして、財政力指数そのものは県下で中位のレベルまでようやく来たかなという感じでございます。そういう意味では、少しずつでありますけれども、財政体質というのは改善に向かっているというふうに認識をしております。

御質問については以上のとおりなんですが、ただ、我が町のような小規模自治体、こういうところでは統計上、各年度の指標の振れ幅が非常に大きい。したがって、やっぱり全体の指標の動向というものを関連づけながら注意深く見ていかないと本当の姿が見えてこないという部分もありますので、ここはやはり気をつけて運営したいなど、そんなふうに思っております。

次に、2点目の5年間の大綱策定に当たり、歳入確保に向けてどのような施策を考えているのかということについてでございます。

現在、第四次行財政改革大綱の策定に向けて準備作業をしております。その中における自主財源において、その自主財源の底上げを図るといいますか、できそうな各種の施策をそこできちっと書き込もうと考えています。その財源としては、町税、寄附金、使用料及び手数料、財産収入というものが俎上に上がってまいります。

まず、町税であります。固定資産税の増収、適正課税による増収ということで、これはもともと税率が決められておりますので、課税客体があれば即決まってくるという話になります。その中であります。増収の可能性の議論としては、現在進めております楡俣北部の県営ほ場整備事業、ここで創設非農用地設定型の企業誘致事業をしようとしております。創設非農用地を約8.1ヘクタールほど考えておりますので、これも実質宅地化されれば、当然のことながら農地よりも宅地のほうが高いわけですから税収

増につながるんだらうと、そんなふうを考えております。

それから、寄附金等についてでございます。今、話題になっておりますふるさと納税制度、これもちよっと本来の趣旨からずれた寄附金制度の運営をする自治体が複数あったものですから、財務省とか総務省とか内閣府あたりでいろんな議論がされて、やっぱりそこまではやり過ぎだというようなことになって、制度自体が余り大幅な増収は期待できないというか、むしろこれをこのまま当てはめると減少せざるを得ない。どこの団体もなべてそうなんですけれども、減少せざるを得ない状況というのが出ております。さはさりながら、事業がなくなったわけではありませんので、そのところは町内の事業所に再度幅広く、この制度の趣旨、それから返礼品のリストアップについて御協力をいただきながら収入増を目指してまいりたいと思っております。

それから、次に使用料及び手数料でございますが、各種施設の使用料、こういったもの、それからいわゆる役場の事務手数料ですね。いろんな証明書だとか何かの発行手数料がありますけれども、いろんなものとの均衡を図りながら適正水準へ導いていくことも大事だらうと、そういったものでございます。

次に、財産収入については、行政財産は処分はできませんので、普通財産のうちで遊休化しているものについては、きちっと適切に処分しながらやっていきたいなど、そんなふうにも思っております。公有財産、動産等々についての売却についてはいろんな、インターネット公有財産システム等の利用を図りながら適切に処置をしてまいりたいと思っております。

以上で、現在までの財政状況を各種財政指標、それから向こう5年間の歳入確保の施策の概要を申し述べたところでございます。

再度繰り返しになるかもしれませんが、当町のこれまでの財政運営は、身の丈予算を基本として、持続可能な財政運営の実現を考えて、選択と集中によって各種計画により諸施策を実施してまいりました。その結果、現在では健全化判断比率等の各種財政指標は、特段の問題を抱えている状況にはございません。しかし、小さい公共団体、いろんな国・県の各種要因によって財政指標が大きく変動する要素をはらんでいることは、これは否めない事実でございます。そういう意味では、財政規模に応じた事業の推進、事務合理化による経費の削減、不断の経費の見直し、そして将来に向けた、より確実性のある財政予測のもとで財政運営を図っていかねばなりません。

そういう意味合いからすれば、今回策定しようとしております向こう5年間の大綱、これは財政運営を基軸とした将来の自治体経営の指針となるべきものと考えております。それには、経営資源である人、物、金、そしてプラス情報といったものを最適に配分しながらやっていく必要があるんだらうと思っております。

また、令和4年度から向こう10年間の第六次総合計画をスタートさせる予定になっております。これもいろんな、もちろん総合計画ですから10年にやりたい夢も当然ここへ

入ってくるわけでありますけれども、各種施策、事務事業の実施につきましては、財源の裏打ちがないものにはできません。当然、総合計画であっても、ある部分の財源的裏づけがないと、それは絵に描いた餅になってしまいます。そういうことにしたくない。総花的な計画としていくつもりはございません。

そういう意味では、総合計画、行財政計画、全てにおいてそうでありますけれども、きちっと検証しながら、実現可能性のあるものをこれからも策定してまいりたいと、そんなふうに思っております。どうかよろしく申し上げます。

(1番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

わかりやすい財政指標の説明をしていただきまして、ありがとうございました。

財政指標は、収支バランス、財政のゆとり、将来の負担など、財政構造を読み取ることができる重要な指標だと思っております。

また、生産年齢人口が減少するのに伴い、税収の減少が予想されると思います。働く人をふやす環境づくりの必要性が出てくると思っております。

現在、シルバー人材センター、高齢者の方が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織としてあります。女性の方や働きたい方、また何らかの理由により現在働いていられない方の人材登録サービスは考えていらっしゃるでしょうか。

新聞からの引用でございますが、政府は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の一つとして、地方銀行による地域企業への人材紹介事業の支援に2020年度から取り組みを始めます。経営のノウハウや専門的な技術を持った人材を掘り起こし、地域企業とのネットワークづくりを促すのが狙いです。

また、よりよい行政サービスを提供していくための意見交換の場を設けていただき、多くの町民の皆様幅広く情報共有をしていただき、財政運営をしていく体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。御意見をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

貴重な御意見、ありがとうございました。

いずれにしても、国全体が人口減少という中でありますので、何もしていないと縮小するパイの中で、その縮小するパイを奪い合うという悲惨な結果になってしまって、将来が全く見えなくなってしまうので、それに対する防止策として何が今施策としてできるかということが国・県・市町村を通じて問われている状況だと思っております。

いろいろな行政機関、そしていろいろな企業の中で、そういった将来の対応策が当然とられておりますが、それはかなりの危機意識の中で行われている。私どももその渦の中から逃れることはできないなど、そんなふうに思っております。

当然、私どもとしても、先ほど来申し上げておりますように、それらへの対応に手をこまねくつもりはないんですけれども、なかなか特効薬が見つからないというのが現状です。でも、大きく大きく網を広げると同時に、ミクロ的に、じゃあここで現場対応として何ができるかということも考えていかなきゃいけない。そういう意味でいえば、先ほど御提案がありましたシルバーの将来をこれからどう考えて、どういうふうに役立てようとするのかということも大きな検討課題になってくると、そんなふうに思っております。

今、新聞報道の中でもありましたように、出生数の予測が、もうほぼほぼ2年も前倒しで減少傾向が明らかになってきている。我が町の状況を見ておりましても、特に出生数ベースで見る人口というものが、将来余り楽観視ができない状況になっております。そこにどんな手を打つのか。先ほど来言っております企業誘致も、企業誘致による税収増はもちろんなんですけれども、そこでの雇用の場をふやすことによって、ここで定着できる人口をどのように確保していくかと、そこから出発しているわけです。いろいろなそのアイデアが出てまいりますので、先ほどいただきました御意見もどこかの段階で生かしながら、いろいろな施策を考えてまいりたいと思っております。御協力をよろしくお願ひします。

(1 番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1 番 大橋慶裕君。

○1 番（大橋慶裕君）

財政運営なんですけれども、次の世代に負担がかからないように、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭に置いた、先を見通した財政運営管理に引き続き徹していただきたいと思ひます。

3月の予算編成がござひます。しっかりと議会の一員として審議していきたくと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

6 番 上野賢二君。

○6 番（上野賢二君）

続いて、一般質問をさせていただきます。

お二人の議員から防災について質問がござひましたので、重複する部分もあろうかと思ひますが、違った切り口から質問をさせていただきます。

防災意識の向上について。

令和の新しい時代が幕あけした今年も、9月の驚異的な強風の台風15号に続き、10月12日、強大な台風19号が関東に上陸し、記録的な豪雨となり、東日本を中心に100名近い人が亡くなられ、71河川の140カ所が決壊するという甚大な被害をもたらしました。まずは、とうとい命を犠牲にされた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

2011年3月の東日本大震災以降、広島土砂災害、熊本地震、西日本豪雨など、毎年のようにこれまでに経験したことのないような尋常でない大災害が発生しております。私たちは、今の日本列島がいかに自然災害に対して厳しい環境にあるのか、再々認識をしなければなりません。

地震や台風、豪雨などの自然災害は、人類の力ではとめることができません。私たちができることは、災害を学び、備えることであると思います。被災地の皆さんには誠に申しわけないことですが、この大きな災害をとうとい教訓として、今後起こり得る自然災害に生かしていかなければなりません。

しかし、昨年西日本豪雨災害において避難指示が出されたにもかかわらず、逃げおくれで住宅内で亡くなった人が多く、避難情報伝達と住民の防災危機意識の向上が課題となりましたが、今回の台風19号災害においても、気象庁や自治体が命を守る行動をしてくださいと繰り返し呼びかけていたにもかかわらず、逃げおくれで住宅内で水や土砂に襲われたり、車で避難中に冠水や道路崩落事故で多くの方が亡くなり、残念ながらとうとい教訓が生かされたとは決して言えません。

改めて災害時に命を守るため、早期に安全な避難をすることの重要性が浮き彫りになりました。自分は大丈夫、被害に遭わないという根拠のない楽観は禁物として、河川整備等、ハード面の対策とあわせて住民みずからが洪水の危険性を認識し、速やかな避難を行うためのソフト対策を充実させる必要があります、その一環として、全国の市町村で洪水ハザードマップの作成、普及が急速に進められています。

国交省は、昨年西日本豪雨を受け、水防法による義務づけ対象自治体に、100年に1度レベルから1,000年に1度レベルの最大雨量に合わせた洪水ハザードマップを作成、公表するよう要請をしておりますが、3月末時点の集計では、全国の33%、県内では14%にとどまっているようであり、大規模水害が多発する中、速やかな改定が求められております。

本町におきましては、輪之内町地域防災計画や水害ハザードマップに防災体制と情報伝達、大雨・洪水に関する注意報、警報、避難情報の種類ととるべき行動などを明記して、情報伝達の周知や防災危機意識の向上に努めていただいておりますが、住民がどれだけ周知し、理解できているかは未知数です。

ある全国住民調査によりますと、ハザードマップを知らない、見たことがないとの回

答が50%強を占めたという結果も出ております。せっかくのハザードマップが宝の持ち腐れ状態になっており、専門的過ぎて内容がわかりにくいなどの意見もございます。

ハザードマップで危険地区・避難場所を公表済み、各種警報発令で危険を告知済み、行政は危険をお知らせしました、あとは自己責任ですよで終わらせるのではなく、いかに住民に十分に理解、活用され、防災意識を向上させる効果を発揮することができるのかを考えていく必要があると思います。もちろん、行政と住民双方の努力が欠かせないことは言うまでもございません。

町長も、岐阜新聞掲載のコラム「素描」の中で、地域防災への対応力は住民の皆さんの心構えにかかっており、防災意識をどう高めていくのか、頭の痛いところだと述べられております。

住民の防災意識向上策は、やはり繰り返し継続的に周知を図っていくことではないでしょうか。ハザードマップも作成時の配布だけでなく、わかりやすいダイジェスト版などを定期的に配布するとか、ハザードマップを活用した講習会、学習会を開催し、活用の機会を設けていくなどの施策を実施してはどうでしょうか。

それから、前述のような大災害が発生した後は、当地域で同様の災害が起こった場合、どのような被害状況になるのか、どんな対策が必要になるのかを想定して住民に告知することも危機意識向上には必要なことではないでしょうか。

また、近年、全国的に防災・減災対策の一つとして、アメリカ発祥の防災行動計画「タイムライン」が注目されています。このタイムラインは、台風や豪雨など水害発生前の前兆段階から、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で想定し、人的被害を最小化するための防災行動計画で、2012年10月にアメリカ東海岸を襲ったハリケーン・サンディの影響による高潮でニュージャージー州の沿岸部の住民4,000世帯が被災したものの、タイムラインに基づいた行動をとったことで犠牲者が出ることなく、その効果が実証されました。

タイムラインは、先を見越して時間軸に沿って住民がみずから避難行動をとることができるため、自分が逃げおくれなための一つの方法で、防災行動を整理しておくことができる大変有効な手段であり、防災意識の向上にも役立つと思います。

本町においても、このタイムラインを導入し、輪之内町マイ・タイムラインを作成し、それをひな形として、地区性に即した自主防災会ごとの〇〇区自主防災会マイ・タイムライン作成の推進を図ってはどうでしょうか。住民みずからがより身近な防災行動計画、マイ・タイムラインの作成にかかわることで防災・減災意識の向上が図られるのではないかと考えます。

以上、防災意識の向上対策について、町長及び危機管理課長の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、上野賢二議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、地域防災力の強化には、言うまでもなくハード・ソフト両面の施策が必要でありますし、河川の堤体補強でありますとか、排水機場の整備、防災拠点の整備、防災行政無線同報系のデジタル化整備工事等、現在、でき得るハード面の強化を進めているところは御案内のとおりでございます。

近年の被災状況を目の当たりにすると、大災害を想定して耐えられるとしていた構造物だけでは災害は防ぐことができなというのが実感であります。構造物で被害を防ぐことも必要ではありますが、自然の猛威に直面したときに人命を最優先に守るためにはソフト面の強化もハードの整備と同じく重要なポジションにあると、そんなふうに考えております。

防災意識の向上というのは、私が言うまでもないんですけども、一朝一夕にできるものではございません。大変に難儀なことでありますけれども、地域防災力を強化するというのを、よくよく我々自身も含めて考えないかなのかなということだと思っております。

先ほどの浅野議員の御質問でもお答えしたハザードマップにしても、これは初動として各個人レベルでの行動を促すためのツールだと、そんなふうに考えています。当然、それを利用して、組織としてどう動くかということを経験・三段構えで考えることは当然のことでございます。

上野議員の御指摘のとおり、ハザードマップが十分に理解されているのか、そもそも理解される以前に知っているのかという話になると、私自身の感覚からしても、まだまだ十分とは言えないのかなあという感覚を持っております。それへの対応が喫緊の課題として登場するわけでありましてけれども、まずは各自治体単位等で自主防災組織、これで実施される講習会等にハザードマップを活用していただきたいなど、そんなふうに思っておりますし、ハザードマップを一つのきっかけにして、そこに住む方々の状況だとか、地理的条件だとか、その地域の持つ特性等についての御理解も得たいところでございますし、そういうことを考慮していただきながら、町民の皆さん自身がどのように行動すべきかという意味では利活用の促進というものを図っていただきたいなど、そんなふうに思っております。

また、次年度から各小学校で防災教育というのが予定されておりますけれども、地域に即した学習教材としてハザードマップを活用することとしておりますし、若い世代も含めて自分たちの地域の自然条件、その置かれた条件を理解することで防災意識を深めていただければいいのかなと、そんなふうに考えております。

危機意識の向上としてタイムライン、いわゆる災害の発生を前提にして事前に策定し

ておく防災行動計画、これの御提案もいただいております。

このタイムラインの考え方が生まれましたのは、先ほど御質問の中でも触れられたとおりでございます。その成果は、考えた以上に劇的な効果をおさめたと、うまくいった典型的な例だとは思いますが、そういうこともあり得るということになっております。

その成功を受けた形で、2016年8月に国土交通省が「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」というのを出しております。これに基づいて、当町では国土交通省と協議を進め、台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした町全体のタイムラインというものを策定しております。

タイムラインの構成内容も、議員が述べられたように、風水害等は、災害発生時までの自然事象が長期にわたり、ある意味事前に被害規模が想定されるという状況の中で、災害発生時に、もしくは災害発生前の事前の段階からとるべき防災行動というものをあらかじめ設定をしておくということでございます。台風の上陸や堤防の決壊という現象が発生する時刻をゼロアワー（基準点）とするならば、それ以前に何をどのようという防災行動に必要な時間、リードタイムというものを定めて、ゼロアワーからさかのぼって、どのタイミングで個々の防災行動をとるのかを決めて、同時にその災害事象がどのように進行していくか、それを総合的に整理する一つの、ある意味行動の下敷きになるようなものと考えてもらっていいかと思えます。

ちょっとそれだけ言っているとわかりづらいんで、少し具体的に考えてみたいと思います。例えば、台風の予報で5日後に東海地方に台風が上陸すると想定される場合、4日から5日ぐらい前には町としてその体制を取り始めて、3日前には排水機等の防災施設を点検、そして台風の情報を住民に周知する。この間に大雨警報が出たら、町民へ避難の準備を呼びかけるとともに避難所の開設を準備すると。そして、当日になってさらなる警戒情報が出たり、いつ川が氾濫してもおかしくない氾濫危険情報が出たら、避難勧告を發表し、台風の上陸時刻には、消防団等も安全を確保するために待機するというような対策を実施する時期と、それを担当するセクションというものをあらかじめ決めておく。

また、このタイムラインというのは、発生する災害において必要であると同時に、被害が去った後に、そのやるべきことができたかとか、こうやったほうがよかったかとかという実際の防災行動を検証する一つのツールにもなるんだと、それが次の災害防止にもつながるんだというふうに考えておるところでございます。

昨今の長期予報というのは比較的正確性の高いものであるということですので、台風等を事前に認識しやすい環境が整っておりますが、ただ、もう一つ課題は、余り前から、台風の進路予想というのはかなり広い幅で出てきまして、対応するときにはどこまで対応していいんだという別の課題が出てきてしまっていますので、ちょっとそこら辺は整理する必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

各自治会の自主防災組織の中で地域の防災活動の中核である防災士を中心として、地域の方々とともに事前に水害時に備えた避難までのマイ・タイムラインを作成すること、これは議員御指摘のとおり、地域が自立的に、また安全に避難行動をする地域づくりを構築する上で大変に有効だろうと考えております。

また、そのマイ・タイムラインの策定に直接携わることによって、町民一人一人の皆さんが台風の接近により河川の水位が上昇する等の情報を注視して、おのおのが取るべき基本的な防災行動を時系列に自分なりに整理すると。洪水発生時には、自分の行動を確認しながら、何をなすべきかという判断材料にもなるのかなど。そういう意味でいえば、先ほど議員の中でもございましたように、知っていたけど何も動かなかったために、結局自分の命を落としてしまったというようなことは、こういうことの中で、いつ何をするかという自分の意識を向上させてもらえば、それは逃げおくれの防止によるみずからの命を確保ということにも直結してくるだろうと、そんなふうに考えております。

改めて、自然の猛威の中で人間がいかに無力な存在であるかということは感じますけれども、でもでも、そうであるからこそ自助・共助・公助の大切さが感じられます。自助・共助・公助、それは全て人の行動そのものでありますので、そこを大事にしたいなと。

自主防災への対応力というものが住民の皆さんの災害への心構えにかかっているとすれば、その普及啓蒙を図るために、行政側としても愚直と言われようとも、粘り強くいちずに必要とされる施策を進める以外にないのかなと思います。

ハードは、お金をかけて整備すれば目に見える存在になりますが、ソフトの部分については、なかなか実態が見えてこないと思っております。見えてこないからこそやるべき部分があるのかなと、私自身はそんなふうに考えております。

粘り強く、いちずにこれから必要とされる施策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、上野賢二議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

町民の防災意識の向上に関する考え方は、ただいま町長からの答弁のとおりであります。本本当に人の意識、考え方を劇的に変えるというのは簡単ではないと考えます。余りいい言い方ではありませんが、何か大きな出来事がなければ多分だめかなあというような、そんな思いもあります。

先日、首都直下地震で想定される被害の全貌に関するテレビ番組が7日間のシリーズで放映されておりました。今、何もしなければという前提ではございましたが、本当にこんな状況に陥ってしまうかというふうに思いまして、本当に見ていると恐ろしくなりま

した。これを見られた方が、どうでしょう、一様に同じことを感じたとは思いませんが、あれを見れば、誰でも何かの思いは抱かれたはずだと思います。

番組の最後に、すぐできること、今、災害が起きたらどうするのか、3分間想像してみてください。それがいざというとき、とっさにできることであるというようなコメントで番組が締めくくられました。防災意識の向上というのは、そんな簡単にできることから始まるものかなというふうにそのとき感じました。

避難行動に関して言えば、テレビ等の報道機関が何度も命を守る行動をしてくださいと伝えても遅々として進まない。それでも繰り返し継続的に呼びかけること、それは上野議員様が述べられたとおりでというふうに思っております。そのためには、自主防災組織等を通して災害が起きたときにどうするのかということを考えてもらう、そういった機会を今後も根気強く続けていくということ、それとともに、それをやらされているということではなく、自主防災組織が自主的に活動していただける、そういう意識を持っていただくということを基本にしながら、さらにそういった地域での活動におきましては、どうしても欠くことができない議員の皆様の御助言、御協力をこれまで以上に得まして、町長答弁の趣旨が達成されるように取り組んでまいりたいと思います。

以上で上野議員さんへの答弁を終わらせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

前向きな答弁というふうに承っておきます。

先ほど町長も申されたように、ハード面はお金を出してやればすぐ済むのでありますので、いわゆるソフト面、これもこうしたハザードマップとか、それを行政としてやることはやりましたよと、もうあとは皆さんの自己責任ですよというふうで済めば一番いいんですが、やはり減災といいますか、災害を少なくするということも、やはり行政として進めていかなければならない。それには、とにかく住民の皆様も強い防災意識を持ってもらうということがまず一番ですから、先ほど来、粘り強くというお話がございました。これは、繰り返し繰り返しやっていく以外にないというふうに思っています。

ハザードマップも、これは何年に1度かわかりませんが、私もきょう持ってきましたが、こんな立派なものがつくってあるんですから、これを本当に皆さんに周知してもらわないと全く意味がないですね。

なかなかそう言っていて、配っても、ああ来たかということで、ぱらぱらと見て、どこかへ行って、多分確認したらどこにあるのかわからんというような人が結構多いんじゃないかなと思うんですね。それではせっかくのこのハザードマップが何にもなりませんので、定期的にこれを持ってきて勉強するような場をつくるとか、必ず手元に置いて

いないと講習会にも勉強会にも出席できませんというぐらい、もうこれがぼろぼろになるぐらいやっていただきたいというふうに思っています。

それから、その後に書きましたが、大きな災害が起きた後に、我々の地域で同様の災害が起きた場合、どんな状況になるんだろうということを、やはり住民に知らせることも必要じゃないかなと思うんですね。ああ、大変やね、結局、人ごとなんですよ。ああ、あれは大変やった、気の毒にという程度で終わっちゃって、せいぜいやれば義援金をちよっと送っておこうかという程度の認識だろうと思うんですね。

ですから、やはりこういった、例えばこの間の台風でこちらが同じ状況下に置かれたときにどんな被害になるのか、それを例えば町報でもいいですし、いろんなものの中にそういったちょっとしたコラム、コラムと言葉はあれですが、そういった記事を書けられるようなこともやっていく必要があるのではないかなと思っていますね。あわせて言えば、ぜひとも役場便りみたいなコーナーを町報の中に設けてもらって、今、町民の皆さんにこういうことをお願いしたいとか、こういう状況ですよとか、各課は何かかんかあると思うんですね。だから、ぜひともその一ページの中にそういったことも取り上げていただくようなことを提案していきたいというふうに思います。

それから、このマイ・タイムライン、これはぜひとも進めていただきたい。まず、先ほど質問しましたように、それぞれの地域防災会ですね、その防災会ごとのマイ・タイムラインをまずつくるという、これはなかなか口で言っただけでは進まないと思いますので、防災会、せっかく防災士もそれぞれの防災会の中に見えると思いますので、そういった方の集まりのときにでも、ぜひとも推進を図っていただきたい。

なお言えば、そこからまたそれぞれ個人の各家庭のマイ・タイムラインをつくってくれと、そこまで推進していただければ一番いいのではないかなというふうに思っていますので、ぜひともこのマイ・タイムラインの導入についてはお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな御意見を頂戴しておりますし、タイムラインの重要性については、先ほど私、答弁の中で申し上げたとおりでございます。そういう意味では、今のが実効性があるように、行政側の策としてどんなことが考えられるのか、それは私どものほうで考える部分があると思っていますので、それと紙ベースでハザードマップをつくっておりますけれども、これがまた電子媒体の中でも見られるようにするとか、いろんな方法はあると思います。ただ、何で紙ベースでつくるのと、これは一つは、やはりどんなその状況になっても、紙は自分で持っておれば見えるんですけども、電子媒体というやつは電気が消えるとか、何か機械が壊れるとかになると見られなくなってしまうという、これは

最低限、これは何年に1回の定期的なものとしてやっていきたいというのが、これは今のところは、いつ、何年置きにやるとかというのは不定期ですので、再発行すべき事象ができたときに遅滞なくやるとしか言えませんが、それは常に検証を重ねていきたいなど、そんなふうに思っております。

いずれにしても、最終的に、まず命があってこそ何ぼということですから、まずそこを起点にして、誤りのない方向性を持ちながら進めてまいりたいと思っております。個々への回答は、ここではいたしませんけれども、全て御意見として頂戴しながら進めていくことをお約束しておきます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

ありがとうございました。

積極的にそれぞれの対策をとっていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういったいろんな犠牲者が出ることなく助かったと、この中に輪之内町がそういった行動をとって、被害がなく、いい例になりますように、まずその前に災害がないことが一番でございますが、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長(小寺 強君)

暫時休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

一般質問を行います。

2点についてお尋ねをいたします。

1点目は教育長に答弁をお願いいたしたいと思ひます。

1点目、アポロスタジアムの遊歩道の安全対策についてお尋ねをいたします。

早急に防護ネットの施設改修を施し、硬式野球の試合中において遊歩道を利用する町民の安全を十二分図ってほしいことを教育長に質問します。

8月12日の11時ごろ、遊歩道を左回りでランニングしていた町民がバックネット裏に差しかかった、その瞬間、右肩に硬式ボールが当たるといふ人身事故が発生しました。

硬式野球中の人身事故は、通常では考えることのできない低い確率で発生したもので、

硬式ボールの軌道が数センチ、あるいは100分の1秒でもずれていたならば頭部への直撃となり、失明、あるいは頭蓋骨骨折による重度障がいや死に至っていたと思われまふ。今後の安全対策として、遊歩道内側全体に防護ネットの設置が必要と思ひます。

この人身事故直後に当面の暫定対策としてとった内容は、遊歩道入り口、階段付近、スタジアムの入り口に置かれた注意喚起の表示板です。野球の試合中は、遊歩道の利用を控えるようにとの看板内容です。これでは不十分であることは明白です。これまでどおり硬式野球の試合が続けられたならば、再び人身事故が発生しても不思議ではありません。

この話を聞いて、早速大垣市北公園野球場の安全対策を見てきました。上部の遊歩道にボールが飛んでこないように全てネットが張られていました。

また、事故に遭った町民の方は、遊歩道上に硬式ボールが落ちていたと届けてもらいました。このことから外野に飛んでくることがよくあることと思ひました。事故防止策として、当面は年内に遊歩道にネットを張り、その間は試合を中止してほしいと考えます。教育長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目として、県道220号線の歩道と車道の分離について町長にお尋ねをいたします。

この道路は、安八町牧から里を通り、海松新田に至る県道です。当然のことながら、県道ですから事業の主体は岐阜県になりますので、輪之内町から強く県に要望していただきたいと思ひます。

この道路は、県道でありながら歩道と車道が分離されておりません。高校生の通学路として利用されており、輪之内町から大垣方面の学校に通学され、また輪之内町から海津市方面に自転車で通学に利用されています。大型自動車と交差されるときには、通学自転車は路肩いっぱい待避せざるを得ない状況です。歩行者も同じです。県道を改良し、歩道と車道を分離して、安心して県道を利用できるように県に働きかけていただくようお願いします。町長の考えをお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野進議員の質問、2点ほどございましたが、私のほうからは2点目の県道220号線の歩道と車道の分離について、この件についてお答えをさせていただきます。

輪之内町を通る県道220号線でありまふけれども、質問の中にもございましたように、県道整備を担当してありますのは岐阜県県土整備部の大垣土木事務所というところがございます。

本件につきましては、毎年、県道に関する整備要望をしておるところでございます。今年度の県道整備要望事項、幾つかあるわけですけれども、新養老大橋の架橋促進を初め、福東大橋の渋滞解消、県道安八・海津線の歩道設置並びに道路照明灯の設置、県道

安八・平田線の両側歩道の設置、主要地方道北方・多度線、これほどこのことだということですが、これは要は長良川の堤防道路なんですけれども、この交差点改良等を要望しております。あくまで要望ということなんで、要望したから翌年で施工されるという状況にはなかなかならないので、私どもも粘り強く要望してまいりたいと、そんなことを思っております。

御質問のありました県道安八・海津線の歩道についてであります。これも全然手をつけていないということではなくて、平成23年度に南波地内の歩道設置、平成24年度には南波・里地内における歩道設置のための土地買収、平成26年度には繰越予算による県道安八・海津線の里・南波地内で歩道の設置工事が行われまして、今、里までは来ておると。そこの里地内の信号交差点から南へ約3.2キロありますけれども、この区間が歩道未整備区間となっております。

今年度は例年の要望活動に加えまして輪之内町通学路安全推進会議というものを、先ほどちょっと触れた部分がありますけれども、これをやっております。役場の関係課のほかには大垣土木事務所、それから大垣警察署にも参加をいただいて、町内の通学路、危険箇所の現地視察と対策の検討もしております。その対策箇所の中に県道安八・海津線の歩道設置に加えまして、強く要望をしております。

安八・海津線の歩道未整備区間につきましては、過去の道路整備における手法が幾つか混在してしまっていて、南のほうは、いわゆる道路事業でやっております。今、ちょうど歩道未設置の区間につきましては、広域農道の整備をして、後で県道移管した部分がありまして、設置当初の道路規格に多少の差がありまして、その後、県道移管して以降、私どものほうとしては、あくまで県道移管した以上は県道としての安全性を確保してくださいということで、交通安全対策の対象事業として、この両側歩道の設置について強く要望しております。

状況につきましては、浅野議員が先ほどおっしゃられた部分も当然ございますので、そういったことの解消に向けて、私どもとしてもできる限りの努力をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

浅野進議員からアポロンスタジアム遊歩道の安全対策についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

御質問の中にありますように、8月12日にアポロンスタジアムのバックネット裏で遊歩道を利用していた男性の右肩にボールが当たるとい事故が発生しました。幸いにして大事故には至りませんでした。突然の災難に、この場をおかりして改めてお見舞い申し上げます。

これまでも硬式ボールが球場外に飛び、バックネット裏に駐車してあった車に当たったり、近辺にある会社の窓ガラスに当たり割れるなどの事故が起きております。人身にかかわる事故は、今まで起きておりませんでした。通常では考えることのできない確率で発生したのですが、一つ間違えば大事故になりかねないということは言うまでもありません。

これまで発生した事故については、使用団体の加入する保険で対応していただき、試合中については監視する人をつけて、観覧席や場外へボールが飛ぶことが予想されるときは笛で合図し、注意喚起するなどの対策をとってきている中で今回の事故は発生しました。

8月以降ですが、早急にできる対策として、野球場の試合中は遊歩道の入り口とか階段付近、スタジアムの入り口に歩道の歩行を禁止する表示板を設置しています。使用団体につきましても、監視員の配置を再度依頼しました。

今後の安全対策として、遊歩道の内側全体に防球ネットを設置する方法もありますが、これも相当高くしないと、ネットを越えてボールが飛んでくる可能性は十分あります。また、ほかの課題も出てくるおそれがあります。また、費用も相当なものになることも予想されます。利用者の安全を念頭に置いて、来年度に向けてハード面での安全対策を検討してまいります。

西濃地区の野球場の状況を確認したところ、当町と同程度の施設で硬式野球の利用を可としているのは3市町村あります。輪之内町を入れまして4市町村です。ただし、各施設の周辺状況等を見ますと、当町同様の施設と言えるものではありません。

冬にかけて試合は少なくなるものと思います。安全対策につきましては、早急に考えなくてはなりません。硬式野球の利用が過半である現状を踏まえて、試合中の遊歩道の使用禁止、遊歩道のつけかえ等の検討も含め安全対策の強化を図っていきます。

プラネットプラザは、野球場、公園、パターゴルフ場、文化会館、図書館から構成されている総合施設であります。幅広い年代層がそれぞれの目的や楽しみを持って訪れる施設になっています。このことから、施設の貸し出し、使用に当たっての注意事項を再度見直し、関係者と協議し、使用者も利用者も安全に施設が利用できるよう施設管理者として取り組んでまいります。

以上で浅野進議員の質問の答弁とさせていただきます。

○5番（浅野 進君）

議長、以上です。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第58号から議第62号、議第66号を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 田中政治君。

○総務産業建設常任委員長（田中政治君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、12月6日午前10時45分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び関係各課長のほか職員出席のもとに審査をいたしました。

その主な経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、売却を予定している土地の当初の取得は土地開発公社かに対し、平成9年に土地開発公社にて取得し、その後、町へ移管され、普通財産として管理している。取得の目的は浄水公園の整備としていたが、その後計画を見直し、公園整備の必要性はないと判断した土地であるとのことでした。

売却予定地は幾らで貸しているのかに対し、平成27年度から賃貸しており、年額50万円ほどであるとのことでした。

今回、プラネットプラザ内で購入する土地の地目は何かに対し、登記簿上は田、現況は宅地であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、公務災害補償は全額補償されるのかに対し、個人負担分と保険者分の全てが、全額補償されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰越金について適正な金額の基準はあるのかに対し、繰越金に基準額はなく、決算により結果として次年度に繰り越す性格のものとのことでした。

繰越金は多ければ多いほどよいのかに対し、繰越金額は予算執行の見通しによって変更する、多ければよいというものではないとのことでした。

今年度の繰越金の見通しは4億円ぐらいかに対し、現時点では不明とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人の住民税に対する還付金が生ずるのはどのような場合かに対し、扶養控除の追加等、過年分の修正申告により税額が減額となり、納め過ぎた額をさかのぼって還付する場合があるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農業委員の選定方法は、昔は選挙によるものではなかったかに対し、昔は選挙による選定であったが、選考委員会で候補者を選定するように変わったとのことでした。

農業委員の報酬はどれだけかに対し、月額7,000円で、活動実績に基づいて加算されるとのことでした。

農業委員に非農業者を選定する必要があるのかに対し、中立の立場の委員を1人以上選定するよう法律で定められており、中立の立場とは農業経営をしていないということであるとのことでした。

なお、非農業者ではよしあしの判断ができないので、農業関係の仕事に携わっていた方の中にも非農業者に該当する方は見えると思うので、そういう方を選任してはどうかという意見がありました。

農業委員の選定基準に過半数以上が認定農業者という要件があるが、認定農業者でない農業者の選定基準は何かに対して、経歴や農業経営の状況等を参考に判断するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第58号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員は何名いるのかに対し、フルタイム的勤務の職員は10名ほどいる、またパートタイム勤務の職員は70名ほどである。多くの臨時職員を雇用しているが、勤務時間がフルタイムではないので、おのおの仕事を分担しているためであるとのことでした。

職員定数に対して職員は何名不足しているのかに対し、現状では定数条例に対して12名不足しているが、町としては職員適正化計画に基づき、計画的な採用に努めているとのことでした。

臨時職員の処遇も一般職員並みに扱ってほしいに対し、同一労働同一賃金の考えのもと、今回の会計年度任用職員制度を導入するものである。町としては、これまでと同様にパートタイム職員が主流になると考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

議第60号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

議第61号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、成年後見人とはどういう人かに対し、精神上的障がいにより判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方々であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

議第62号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 高橋愛子君。

○文教厚生常任委員長（高橋愛子君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査付託されました案件について、12月6日午前9時30分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席のもと審査をいたしました。

その経緯と結果を報告します。

最初に、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について当委員会所管分を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、システム整備で具体的にどうなるのか、枝番がつくとはどのようなことなのか、また保険証はなくなるのかに対し、枝番がつくことで個人ごとに資格管理ができるようになり、医療機関でもシステムで資格確認ができるようになる。また、保険証はなくなるしないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正についてを議題とし、教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、なぜ改正するのか、運営方法が変わるのかに対し、学校給食費が私会計から公会計になるため、新たに第7条で給食費を定義づけた。また、教育委員会の諮問に応じ、学校給食運営委員会を開催し、学校給食について審議していく。運営委員については、これまでと変わることはないとのことでした。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第66号 輪之内町学校給食センター設置条例の全部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第4、発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○9番（田中政治君）

発案書。

発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を次のとおり発案する。令和元年12月12日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 高橋愛子、同じく賛成者、上野賢二、同じく賛成者、浅野重行。輪之内町議会議長 小寺強様。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和元年12月12日、岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣官房長官 菅義偉様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 高市早苗様、厚生労働大臣 加藤勝信様。

以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この意味がよく理解できないんですけれども、民間会社の社員が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けるということなんですけれども、民間会社に勤めている人が議員になった場合は、民間会社の厚生年金に入っているはずですよ。厚生年金をやめるということにはなりません。

それから、もし民間会社に勤めている人が議員になるということで会社をやめた場合は、本当に年金がなくなるのかということです。それは年金はなくなりません。厚生年金は残りますし、会社をやめたら国民年金に入るんです。ですから、議員年金がなくとも一般の国民と一緒に年金制度が適用されますから、何も議員はなくても困ることはありません。いかがでしょうか。

○9番（田中政治君）

浅野議員がおっしゃるとおり、民間会社をやめた場合は国民年金に加入になるということですが、おのずと国民年金は自分がかけた分を自分で、要するにもらおうと。厚生年金は、自分もかけますけれども、会社が半分持っていたらということ、要するに受給された場合には手厚くなるということで、会社へ勤めておみえになった方がやめたときも、それが同じような条件でいただけるように、一遍切れて国民年金に切りかえることなく続けていったほうが、先ほど言いましたように、老後とかいろんな関係の中で安心ができるのではないかと。それが議員のなり手不足の一助になるのではないかとということで、今回、意見書を出すということですし、前は3期以上務めたら年金があったということですが、これも平成の大合併で町村が少なくなって、退職された議員さんが多くなって、かける人が少なくなる、その反面、受給者が多くなったというような関係で破綻して、一時金、もしくは両方選択ができたんですが、その金額たるやかなり減額された金額になってしまったという経緯がございますので、私個人としてはいろいろな思いはありますが、後々の議員さんのなり手になられる若い方、要するに70以上の方では、もうかけることは恐らくできないと思うんですが、若い方においてはやっぱり、現在、国民年金であっても、議員になれば、その間は厚生年金に加入ができるということで、要するに若干手厚くなるということが本来の目的ですので、それを思って、本来は議員のなり手不足の解消の一助になればと、だけど、私もわかりません。何でかということ、議員の報酬は生活給ではないと言われた時代もありましたが、やっぱり今では生活給ということは否めませんので、それに見合った金額を議員にも報酬として出していただけないと、基本的にはそのなり手不足の解消にはつながっていかんのではないかなと思いますが、さりとてやっぱり一つの方法として、この厚生年金の加入というのを求めていったらどうかというようなことで、今回、意見書として提案させていただくこととありますし、これは県下の中で輪之内町と関ヶ原町と岐南町のみがこの意見書を出していないということで議長会でも御案内がありましたので、今回、提案させていただくという経緯になりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

もう一点、お尋ねします。

これは議員の厚生年金ということですか、それとも一般の民間会社に勤めている人が会社をやめないでそのまま継続して議員をやった場合は、厚生年金がありますよね。

○9番（田中政治君）

あります。

○5番（浅野 進君）

その人が議員になったら、さらに議員の厚生年金があるということですか。

○9番（田中政治君）

そういうふうに私は理解しております。

○5番（浅野 進君）

二重に厚生年金がもらえるということですか。

○9番（田中政治君）

はい、そういうふうに理解しておりますが。

○5番（浅野 進君）

ああ、そうですか。

以前は厚生年金という言い方はしなかったんです。議員共済年金と言っていました、もらっている人は、共済年金だと。ですから、役場から半額負担していただいて、個人も半額負担して、掛金をしました。今度は二重にかけるということになるんですか。

議員の厚生年金というのは、役場の税金からも半額負担するというふうな仕組みをとれということ言うんですか。

○9番（田中政治君）

そういうふうに私は理解しております。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから発議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

私はよく理解できません。議員になったら厚生年金がある、会社に勤めておる人は厚生年金がある、厚生年金を二重にもらうだなんて、そんなようなやり方は、私は納得できません。

しかも、年金がもらえるからとかというような思いで議員になられるということは、私は甚だ迷惑です。議員の給料が安くとも、年金がなくとも、町のために働こうかとい

うような思いの人がどんどん出てくることは、私は大歓迎です。ぜひともそういう意味で、その議員だけが厚生年金を2つ受けられるようなやり方は、私は納得できません。反対いたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年第4回定例輪之内町議会を閉会いたします。

9日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午後0時01分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月12日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 浅野 重行

署名議員 田中 政治